

午前10時1分 開議

議長（嶋本五男君） おはようございます。ただいまから平成12年第1回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において25番 巴里英一君、1番 井原正太郎君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、泉南監報告第1号 例月現金出納検査結果報告から日程第4、泉南監報告第4号 例月現金出納検査結果報告までの以上3件を一括議題といたします。

本3件に関し、監査委員の報告を求めます。監査委員 島原正嗣君。

監査委員（島原正嗣君） おはようございます。議長の許可をいただきましたので、ただいまから平成11年11月、12月分及び平成12年1月分の例月現金出納検査を執行いたしました結果を御報告いたします。

地方自治法第235条の2第1項の規定に基づきまして、平成11年11月、12月分は平成12年1月28日に、平成12年1月分は平成12年2月24日に黒須監査委員と私が検査を執行いたしました。これにつきましては、一般会計、特別会計等収入役扱い分並びに水道事業会計分の関係資料を中心に、出納関係諸帳簿及び証拠書類、預金現在高について収支内容を照合したところ、いずれも符合しており、出納は適正に行われていたものと認定いたします。

以上、甚だ簡単でございますが、検査報告といたします。

議長（嶋本五男君） ただいまの監査委員の報告に対し、質疑等ありませんか。———小山君。2番（小山広明君） 議会で大変経験の豊かな島原議員が監査になったということで、議会としても大変力強く感じておられるわけなんですけども、監査の役割というのは大変重要になってきたということで、きのう、おとといでしたか、神戸新聞に

尼崎市の議会選出の監査委員が実際の帳簿を検査に行こうとしたら職員に阻止されて、それが新聞に大きく載っておりました。

直接書類だけの検査ではなしに、現在、実質的にそういう執行状況を現場に行って確認することが監査委員にも求められておるということで、そういう行動を起こしたようでありますけれども、それに対して受ける側が入り口でピケを張ってその委員を入れなかったということが新聞に大きく載っております。

そういうことで、島原監査委員が就任されて、帳簿と実際執行がどうなっておるのかという現場に行つての監査ということが当然課題であると思うんですが、監査の実態については、もう少し議会の方に御報告いただければ、我々も議会として選出しておる監査委員に対して、1つの信頼を持ち、市民に対しても自信を持って、議会選出の監査が監査をしておるから大丈夫だという、そういうことが言える状況になると思うので、実際監査をされて、具体的にそういう現場の状態をどういうふうに監査されたのか、また今後そういうことについて、どのような姿勢でやられようとしておられるのかのお考えなり報告があれば、お願いをしたいと思います。

それから、監査委員の監査される範囲というのは、なかなか範囲が広いとは思いますが、基金の運用で、今報告によりますと、公共施設整備基金というのが15億円ほど、それから公債費管理基金5億円というのがあるわけなんですけど、こういうことが市の財政の報告でも、14年、15年にはもうなくなって、それを取り崩しても足りないという方向が見えておるわけなんですけど、こういうことについて監査委員としてはどういうような関心でこの監査をされて、どういう意見を言われたのかもあればひとつ御報告をいただきたいと思ひます。

それから、もう1つは、資金を運用しているところに、銀行などにお預けしておるわけなんですけど、今後やっぱり銀行といえどもつぶれる銀行も出たり、預金者には余り影響を与えないようにしておるようでありますけれども、しかし市の預け入れ金額となりますと大変大きい金額であり

ますから、こういう点でのリスクに対する担保と
いいますか保証というのは、今後運用は変わって
くると思うんですけれども、そういう点での御見
解があればお願いをしたい。

それから、一番先にちょっと申しおくれたん
ですが、いわゆるいいものをより安い価格でとい
うのは行政の基本だと思うので、その辺の実際の購
入しておるものと実際の市場価格というんですか
ね、そういうものとの対比というものは、どっか
でやっていけないといけないと思うのですが、一
般には役所の購入価格は案外割高ではないかと。
それは、一方にはやっぱり品質管理ということが
あることが建前としてあるんですけども、やはり
今後はより安いものをということにすごく関心を
持っていかないといけないと思うんで、そういう
点での監査の状況を報告いただければと思います。
議長（嶋本五男君） 島原君。

監査委員（島原正嗣君） 小山議員の質問、大体
3点だと思うんですが、1つは、先般の尼崎市の
監査の結果、議員選出の監査委員の資料提出を拒
んだ、こういう問題ですが、本市についてはそう
いうことは事務局等でも一切ございません。要求
された資料は、率直に提出していただきますし、
私が就任してから拒まれたという経緯は一切ござ
いませぬ。また、そうあるべきではないというふ
うに思います。

2点目は、監査の状況でございますが、公債費
比率を特に御指摘をいただいたんですが、これは
本会議等でもいろいろ議論がございますし、公債
費比率の限度というのも決まっておりますし、で
きるだけ歳入を多く、歳出を少なくという意見も
ございますけれども、やっぱり行政全般を見通し
て、市の財政展望というものを見ながら公債費率
のあり方についても検討すべきではないかという
監査委員としての私の意見はそういうことござ
います。

それから、3つ目の資金の運用の歳入歳出の面
でございますけれども、物品買い入れなり何なり、
商品価格の買い入れの問題でございますが、私ど
もが御指摘を今まで黒須監査委員とともにして
おりますのは、特に水道関係のメーターの関係で
すか、これはどういう形で購入しているのか、ある

いはその時々々に1個1個買っているのか、ある
いはまとめて業者の方に発注しているのか、そう
いうふうな私どもとしての意見は申しておきまし
た。原課の方では、できるだけ一括して購入し、合
理的に個々の家庭のメーターの取り付けについては、
そこにメモも置いてますんですが、5年に1回か
3年に1回の取りかえをしておると、そういう御
答弁でございました。

監査委員の使命、役割は、もちろん都市監査基
準というものの規則の中に入られておりますか
ら、あくまでも公正公平かつ不偏の精神で行政の
監査をしていくという目的でございますから、そ
の目的に沿ってその職務を遂行していきたいとい
うふうに思います。

以上です。

議長（嶋本五男君） ほかにありませんか。――
――小山君。

2番（小山広明君） 大変ありがとうございました。
尼崎の例は、監査委員が請求した資料につい
て、監査委員に資料提出を拒んだという例ではな
しに、いわゆる現場に行くと、現場というのは行
政を執行されるところに行くと、監査委員とい
う立場で調査に入ったら拒まれたということなん
で、現場に行くという、実際の書類に基づいて実
際現場はどうかということ調査に行ったこと
で起こった1つの事案でございますので、ちょ
っと今監査委員が報告された、監査委員が求め
た資料については全部出していただいとという点
については、当然そうだろうと思いますが、今後
やっぱりそれに基づいて現場に行くこと。

今までのケースとはちょっと違うのは、監査委
員が市民3人と一緒に調査に入ったという、そう
いう1つの例がありますので、今後もやはり公開
条例とかいろいろ出てまいりますと、市民の関
心も高まって、市民が選んだ議員、また議会が選
んだ監査委員と一緒に市民が行動するというこ
も今後はあり得ると思いますので、そういう事例
だということを1つ御紹介して、今後やはり現場
に入った調査も必要ではないかなと、私はそう考
えております。答弁いただきましたので、それは結
構でございます。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番(和気 豊君) 監査された一番直近の12年1月の税収を見させていただきますと、若干伸びている部分もあるんですが、一番大きな税収源であります固定資産税が若干対前年比でマイナスと。そういうことで、全体の収支がむしろ対前年度比ではマイナスということになっているんですが、それで一般質問の質疑応答の中で、ちらほら経常収支比率が104.4%を下回って、好転して101.何がしかになると、こういうふうな話が答弁の中でちらほら出てきてるんですが、この税収関係だけでは判断できないんですが、これを見るにつけても、なぜそういう好転の兆しが出てくるのかと。歳出の伸び等を抑制すると、こういうことも1つの原因になるんですが、その辺、この監査された時点で好転の兆しの明確な根拠と申しますが、つかんでおられればお示しをいただきたいなと、こういうふうに思います。

議長(嶋本五男君) 島原君。

監査委員(島原正嗣君) 税収の関係についての御質問ですが、例月検査の内容を見ますと、月々の徴収状況というのは、若干好転をしておるようでございますけれども、御存じのように原課の方で特別にこの徴収に対する配慮をして、原課の職員を中心等に徴収にお願いに上がっていると、そういう経過が1つの好転の経緯ではないかなというふうに思います。

ただ、御存じのように100%ということは、なかなかまいません。そういう意味では先月の監査におきまして、大体目標の70から七十四、五程度の徴収率というふうな現状になっているのではないかと思います。市民の方々についても、税は公平公正に負担せなきゃならんという自己意識も高揚していると思いますんで、あとは行政なり市民意識の中で税収の徴収向上に努力をさせていただけるものと確信をいたしております。

議長(嶋本五男君) 和気君。

13番(和気 豊君) 質問が非常にまずかったので、申しわけありません。税収は若干ではありますが、後退をしている。にもかかわらず、一般質問の質疑応答の中では、いわゆる経常収支比率が若干好転していると、こういうお話がありました。その辺の根拠を監査委員としてつかんでおら

ればお示しをいただきたい、そういう質問なんで、よろしくお願いたします。

議長(嶋本五男君) 島原君。

監査委員(島原正嗣君) 質問内容がちょっと具体的に触れてまいりますと、事務局の方で答弁してもらわなきゃならんのですが、できれば今後そういう質問のある場合は、事前にこれを質問するというふうに議長の方にでもしてもらわないと、いかな夏目漱石のような頭をしておりまして、急に言われては客観的なことに答えることは大変失礼になるかと思えます。

例えば、平成12年1月末現在の市税の収入状況調というのがございますが、この中で収入額が19億9,697万8,045円あるわけでありまして、これは、個人の分です。法人の場合が、法人税の合計が3億4,421万9,300円というふうになっております。合計額が23億4,119万7,345円と、こういうことになりまして、対予算の比較をいたしますと、総額で79.83%というふうに徴収実績そのものが向上しておると、そういうふうに私は市税収入の状況調の中で、これはあくまで12年の1月末現在の個人と法人税の徴収率の状況でございます。

そういう結果からして、すべて満点とは言えませんが、それなりの税収の状況ではないかな、徴収状況ではないかなというふうに思います。

以上です。

議長(嶋本五男君) ほかに。――北出君。

21番(北出寧啓君) 法人税のことで若干お聞きしたいんですけども、滞納繰越分がかなり急上昇している。泉南市の企業、その辺のどういう状況を反映しているのかということをお示し願いたいと思います。

現年課税分については、マイナス1.44%になっております。今、外形標準課税とか、税の体系が徐々に変動しつつあると考えておりまして、せんだって議論させていただきましたように、4月以降地方分権の一括法案が施行されて、にもかかわらず国の収入と地方の収入がかなり大幅に異なって、その差額が補助金等で出てくるということで、あくまで地方自治体は政策誘導されているということで、今後、法人税、住民税諸関係が

地方税の税率アップという形でこざるを得ないのではないかと、そういうのが地方分権の流れではないかという大きな枠組みで、できましたら議長をされて初めての監査委員である島原監査委員にその点を大局的にお聞きしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

議長（嶋本五男君） 島原君。

監査委員（島原正嗣君） お答えをいたしたいと思ひます。

特に固定資産税の滞納の処理についてだと思ひますが、私どもも議会でも常に議論ありますように、滞納問題をどうするかという関係について、監査の中でも指摘をさしていただいておりますが、何せ現在、御承知のように企業なり一般的な不況というものもございまして、払うに払えんという状況等もあると思ひますが、特に固定資産税の分にしろ一般の市民税にしろ、やっぱり一定の5年以降たてば、法律上取れないという1つの限界点もございまして、固定資産税等についてはできるだけ法的な措置を、例えば差し押さえをしていくとかいうふうな形で徴収率を高めていくというふうにしななければならないのではないかと。

もう1点は、今の時代ですから差し押さえしてもなかなか後の処理に困るという問題、例えば買い手がいないとか、売却するにしてもその相手が見つからないとか、そういう問題等もございましてけれども、いずれにしても原課の方としては、この固定資産税にしろ、一般市民税にしろ、公平に負担をしていただくような最善の努力をしてほしいという指摘はしておきます。

以上です。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で監査報告3件の報告を終わります。

この際お諮りいたします。本日これより上程予定の議案のうち、平成12年度各会計予算17件を除く他の議案につきましては、いずれも会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって、本日これより上程予定の議案のうち、平成

12年度各会計予算17件を除く他の議案につきましては、いずれも委員会の付託を省略することに決しました。

次に、日程第5、議案第1号 泉南市収入役の選任についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） ただいま上程されました議案第1号、泉南市収入役の選任について、提案理由の御説明を申し上げます。

収入役辻 勇作氏は、平成12年3月31日付をもって任期満了となりますが、同氏を泉南市収入役として最適任者と認め再任いたしたく、地方自治法第168条第7項において準用する第162条の規定により議会の御同意を賜りたく、御提案申し上げるものでございます。

なお、同氏の経歴につきましては、議案書3ページにお示ししているとおりでございます。

甚だ簡単でございますが、本議案の提案の説明にかえさせていただきます。よろしく御同意賜りますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 本件については、現在本市収入役でありますところの辻 勇作君の一身上に関する事件でありますので、辻 勇作君の除斥を求めます。

〔辻 勇作君退場〕

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。———小山君。

2番（小山広明君） お金を預かってるというように我々一般では認識をしておりますが、財政が大変厳しい状態になったということの責任は、やはり収入役にもあると思ひますが、そういう点で地方自治法からいって、決算に対しての一定の見解、きちとしたものを、収入役は意見を述べるができると思ひますが、そういう関係性の中で、職員であった方が収入役をやる例が多いわけなんですけども、こういう人事のあり方について、やはり外部監査とか、外部からいろんな声を入れるということが社会的にも今議論されとる

と思うんですが、市長のこの収入役を提案するに当たって、どういう立場の人が実際決算なり財政問題を行政がやることに牽制するというのか、違う目で見て健全な財政運営をするためには、どういう立場の方がいいかということをお考えになっているのか。

単に、今までずっと行政の中であって、行政の中身が詳しいということに重点を置いておるのか、やはり違う立場でそういう方を議会に示す 私は示す必要があるんじゃないかなと思うんですが、今回再任という形で出してこられたことについて、収入役を、市長の都合のいい人を出すということはある得ないと思うんですが、もっと客観的にどういう人事、どういう人が収入役としてはいいのかと、社会的な1つの動きも含めてお考えになっておられるのか。提案に当たって、その辺はどう考えられたのかをお聞きしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 御承知のように収入役の職務につきましては、地方自治法第170条に規定されているわけでございますけれども、特に収入役につきましては、やはり行政のいろんなシステム、それから経験がないとなかなか務めにくい部署だというふうに思っております。

したがって、辻氏につきましては、地方公務員時代を含めてそういう経験も豊富でございますし、また、それらをいろいろ統括して職務を遂行する能力があるという判断のもとに提案をさせていただきますまして、今回再任ということでございますけれども、この4年間本当に職務を十分全うしていただいたということでございますので、再任の提案をさせていただきますところでございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） そうすると、今の市長の御答弁を伺っていると、行政出身の方しか提案できないと、そういう考えを基本的に持っていられるんですか。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） それは、提案者によりましていろいろ方というのはあり得るというふうに思いますが、私は行政のそういう一定の経験を踏んだ方が一番いいというふうに判断をいたしており

ます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） それは、1つの市長の見識というのか、考え方としてはわかるんですが、そういうことであれば、せっかく市長に対して独立した立場で、しかも議会の承認が要ということですから、議会が承認できるような客観的な提案の仕方というのは、私は必要になってくると思いますし、もし議会がそれはノーということになれば、就任というのか、その立場につけないわけですから、議会というのは、至って行政経験がある方も議会に入ってくる可能性はありますけれども、一般的にはやはり行政の中からよりも、一般の行政に対しての実務ですね。そういうものに詳しい方よりも、市民の思いを受けてここに座るわけですから、その流れからすれば、もう少し議会がうんと言えりようなそういうものも提案しないと認められないんじゃないかという、そういうことも一方には考える必要があると思うんですね。

我々も今の行政の中が、どうしても議会の議論だけでもなかなか見えない。特に三役と言われるような方の位置づけなんかも、どこがどうメリハリがきちっと違うのか。そして、どういう意見を言って、どういうことが対立点としてあって、最終的にどう決まったのかというのがなかなか見えないので、そういう点では、やはりこれからの時代、収入役という方は、財政問題がここまで厳しくなってきたことに伴う責任は、僕はあると思うんですよ。

だから、よくやったと言っても結果的に、この間も議論されておりますけれども、いろんな努力はわかるけれども、最後の数字がちゃんとなっていないんじゃないかというのは、これは逃げられない1つの現実ですからね。市長も結果責任をとるのが自分の行政手腕だということは明確に言っとるわけですから、努力はわかっても、最後のところで大変厳しい財政状況で市民の方にも大変な迷惑をかけとるわけですから、そういう点での共同責任を収入役が負うという点からいえば、私はやはり行政に詳しい方というだけでは、市民の期待にも思いにも私はこたえられないのではないかなと思うので、ぜひそういうことも一考していただいて、

新しい収入役のあり方ということ、今までと違う形で私は出す必要があるということを意見として申し上げておきます。

議長（嶋本五男君） ほかに。——北出君。
21番（北出寧啓君） ちょっと簡単に質問させていただきます。

地方自治法の149条に首長の権限で「予算を調製し、及びこれを執行すること。」ということがあります。170条の7に収入役の職務として、「決算を調製し、これを普通地方公共団体の長に提出する」というふうに書かれております。

だから、基本的に予算の提出権等は全部首長にあります。予算を執行した後で決算しますよね。決算の調製が、また収入役と市長と調整されて次の予算の調製に入っていくと思うんですけども、その辺の絡みというんですか、どういうふうにおやりになっていらっしゃるのか、4年間。できたら、そういうことをお示し願いたい。

もう一つ、収入役にかかわって、170条の4に物品の出納及び保管を行うこと、5に「現金及び財産の記録管理を行うこと。」とありまして、昨今も中学校の工事で水道管が破裂して、水道配管の図面が全く失われてないというふうなこと自体の中でそういうことが発生したと。こういう保管の権限あるいは責任というのはどこにあるのか。この170条の条項によると、最終的には収入役にあるのか。その辺ちょっとお示し願いたいと思います。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 収入役の職務の1つに、「決算を調製し、これを普通地方公共団体の長に提出すること。」ということになっておりまして、毎年5月31日の出納閉鎖をもって決算を調製するわけでございますが、その結果、内容については私も詳しく報告を受けておりまして、それを1つの参考にして次の若干時期的なものもあるんですが、いろんな執行あるいは予算調製ですね。そういうことに反映をしていくという形をいたしております。ですから、この最終決算ですね。この数字のときに、私も収入役から当然詳しい説明を受けております。

それから、2点目の具体的に中学校の水道管のい

わゆる管路布設図といいますが、そういうものの管理はどこかということだというふうに思いますが、これはむしろ執行側の水道部なり、あるいは教育施設の中のエリアの問題でありましたら、当然教育委員会なりがそういう資料なり、そういう管路網図といいますが、そういうものを保管する立場にあるというふうに思います。

ただ、時期的な問題もあろうかというふうに思いますので、一概には言えませんが、基本的には当然それをつかさどる執行機関の方で管理をしていると。図面を含めてですね。そういうことでございます。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——
——小山君。

2番（小山広明君） 今の質疑をするまでは反対しようとは全然思っていなかったんですが、市長の答弁を聞いておきますと、行政経験のある方しか向井市長は収入役として提案しないということが明確になった限りは、そういうことでは承認できないと。

やはり三役の一人でありますから、市の行政の決定にも大きくかわるわけでありまして、しかも議会の承認事項ということになれば、市長の思惑だけでは選べないということが法的にも位置づけられておりますので、先ほど議論もしましたように、やはり市民のための行政でありますから、市民のそういう思いが行政に反映するようなことの配慮がないと、やはり今までの数々の問題、確かに功績もあるし、いろんなことをやってきたことは、当然市民から税金をいただいて行政するわけありますから、いいのはある意味で当たり前でありますけれども、結果的に全国でも大阪でも大変財政的には悪いというところに集約されるように、この責任は三役と言われる方にあるわけでありまして。それがどういうところからこういうことになったのかを考えると、やはり違う視点で三役の中で意見を言うという、そういうものを取り入れないと、なかなかやはり市民の理解するような行政は進まないとは私は考えます。

日ごろからそれは考えとるわけなんですけれど

も、明確にあそこまで行政経験がある方ということに限定されますと、私はやはり市長のこういう議会に出す人事のあり方については、いささか納得できませんし、そのようなことを聞いた限り、賛成することはできませんので、議会の皆さんにおかれましては、一体議会承認人事ということがどういう意味を持っておるのかということを考えるならば、今の市長の姿勢というのは、とても私は認められないと思いますので、賛同いただきますことをよろしくお願いをいたします。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第1号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶋本五男君） 起立多数であります。よって議案第1号は、原案のとおり同意することに決しました。

辻 勇作君の入場を願います。

〔辻 勇作君入場〕

議長（嶋本五男君） ただいま収入役に再任されました辻 勇作君からあいさつのため発言を求めていますので、これを許可いたします。辻 勇作君。

収入役（辻 勇作君） 失礼いたします。議長からお許しをいただきましたので、一言議員の皆様方にお礼のごあいさつをさせていただきます。

ただいま皆様方の心温かい御支持をいただきまして再任の御同意を賜りまして、まことにありがとうございました。心から厚くお礼を申し上げます。

現下、本市の財政状況は、極めて厳しい状態でございます。また一方、金融機関の不安というものが蔓延しておりまして、まだその払拭がされていない状況の中、引き続いて市の金庫をお預かりするということにつきましては、大変重い責任を感じているところでございます。

もとより非力でございますが、全力を傾注し、この重責を全うするよう最善の努力をいたす覚悟でございます。どうか議員の皆様方におかれましては、なお一層の御指導と御鞭撻を賜りますよう

お願いを申し上げます、まことに簡単でございますが、お礼のごあいさつにさせていただきます。本当にありがとうございました。

議長（嶋本五男君） 次に、日程第6、議案第2号 市道路線の認定及び変更についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第2号、市道路線の認定及び変更について、その概要を御説明を申し上げます。

提案理由でございますが、道路法第8条第2項及び同法第10条第2項の規定により、樽井八反農住団地内線ほか10路線の認定及び藤の川天神線の認定変更を提案するものでございます。

市道認定につきましては、土地区画整理法第105条及び都市計画法第40条の規定により、新たに公共施設として本市に帰属を受けた道路を道路法の適用を受ける道路として管理していく必要がありますため、新規の認定を行うものでございます。

なお、参考資料の9ページから31ページに記載をいたしておりますので、御参照をお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。——小山君。

2番（小山広明君） こういう議案は珍しいし、余り出てこないんですが、今泉南市の認定されておる道路というのは、どれくらいあるのかですね。それから、それに要しておる維持管理費はどれくらいしておるのか、今回の道路認定を受けたことによって受ける泉南市の責任とそういう維持管理予測ですね。そういうものをひとつお示しいたきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 池上道路公園課長。

事業部道路公園課長（池上安夫君） お答えいた

装修繕につきましては、当然古いところからという形になるんですけども、それは損傷度と現地確認で判断の上、対応していくというふうに考えております。

以上です。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 答弁していただいてないと思うんですが、じゃ、まずそういうことは、やってないということで、一般論として答えたという、そういう理解でいいんですか。僕は、当然それはやっていかないと、古い順番にと言ったって、じゃ、どういうことかということと1つの計画書をちゃんと出してやる必要があると思うんですよ、一番生活に密着した施設ですから。そういう点で出してないのであれば、今後はどうするかという、2つをきちっと答えてください。ないもんは別にしてくれとは言いませんが、そういうものは、ちゃんと言葉ではなしにちゃんとした資料によって計画を出すべきだと、シミュレーションをですね。それは当然予想されるわけですから。ちょっとした張り継ぎやったらいいですよ。ただ、今のところはやっぱりある程度の年限が来れば、基本的にはもともときちっとやらないかんわけですから、ある程度予算はきちっと要るんですよ。そういうものは、やっぱり現在の市道の現状とそういう整備計画というのをちゃんと出しておかないと、財政の方で急に言われたってそんな金出せませんからね。

そういう点では、市の中期、長期の財政計画の中にもそこはきちっと位置づけてやらないといけない。だから、僕は、700万円、事務量も全部入ったのお金ですから、果たしてこれで担当課として責任を持った維持管理ができるのかな。できないと僕は思ってるんでね、その辺の現状もちゃんと示していただきたい。

それから、一番最後の議案第2号のこの長くあるのは、これは幅員が4.8から12メートルと書いてあるんですが、これは何なんですか、これ。ほかの方は全部開発絡みの市道認定ですからよくわかるんですけど、一番最後の参考資料に載せてありますこれは……。バンドー化学でしょう、これが。これは古くからある道路ですね。これは、

延長ということになる——この12メートルというのは、一体どこの部分になるのか、ここをちょっとだけ説明していただきます。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） まず、市道認定道路でございますが、これにつきましては、先ほど課長がお答えいたしましたように170キロメートルもございます。

また、認定道路の中には、平成6年に認定をいたしまして事業を実施していない道路もございます。今後どのように道路の改良を加えていくか、また認定道路の新設を行っていくかということは、やはり計画的にやらなければならないという考えは持っておるところでございます。

それと、開発行為などによりまして帰属を受けた道路、これについては認定基準というのを設けておりますので、その基準に沿った道路として引き取りを行っておるところでございます。

それと、維持管理をするのにどれだけの費用がかかるかということでございますけども、これについては、積算というのは大変難しゅうございます。年間の経験上、必要度合いの高いものから順々にやっておるところでございますして、例えばいまだに舗装のしていない道路の部分もございますし、その必要度合いによってやっておるわけでございます。まず、危険性の高い部分からやっておるわけでございますして、全く管理はしておらないというようなことではございません。先ほども金額でお示しいたしましたように、改良事業も含めまして、1億五、六千万円を市道の費用として毎年度計上させていただいております。

それと、議案で上げさせていただいております藤の川天神線の道路でございますけれども、これは現に供用されておる道路でございますして、今回変更の認定をさせていただいております。道路幅員につきまして、改良を加えた結果、お示ししておるように、6.8メートルの最大の幅員でございましたが、12メートルに幅員を拡幅し、延長も585メートルから700メートルに延びたということでございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 何度も議論はしたくないん

ですけどね。だから、やっぱり道路施設の移管を受ければ、やっぱり整備計画というのはまとまったお金が要るわけですから、基金の問題もあって、じゃ基金に積み立てていってやるか明確に、都市計画税の話もありますけども、やはり何かこう、その場で見て必要性があるところはやりますというんでは、全く第三者にはわかりません。行政の業務というのは、やはり第三者に、市民にもよく客観性がわかるようにするというのは最低限必要ですよ。これは情報公開も含めてですね。全部その判断のものは、あなた方の頭の中にしかないんですよ、今の議論からいったらね。それじゃまずいと私は思うんですよ。

だから、そういう点ではボリューム的にはちゃんと示されたわけですから、170キロ。それで移管を受けた日はちゃんと示されておるんで、それは当然常識的には、多少二、三年の波はあると思いますけども、やはりちゃんと維持管理をしていく。今の現状からいったら、維持管理できてないですよ。私ども、あ、ひどいなあという路線何ほどもありますわ。じゃ、それは一体どういう判断でそこが放置されとるのか。おそらく今客観的には、財政ということが放置されている原因だと思いますよ。

そういう時、時の財政に左右されるのではなしに、こういう維持管理については、これは経常に費用が要るわけですから、ちゃんと示して、議会にもそのことはやっぱり了解の中でやっていただかないと、あなた方の本当に頭の中にしかないような維持管理システムというんでは困りますから、これはないということを判断して、強く次の議会ぐらいには、現在の道路だけじゃないですけども、そういう恒常的に必要な維持管理経費というのはこうだということをちゃんとやはり資料に基づいて示していただきたい。でないと議論になりませんよ、これはね。

あなた方、2回答弁いただいたけども、全く抽象的な、何にもしてないというしか受け取れない、そういう答弁ですよ。基準では難しいとか、危険性があるところからやっていくとかね、それは当たり前じゃないですか。そうじゃなしに、やはりそういう一定の維持管理は恒常的に要るわけですから、

そういうものを示して、あなた方、基本的にはそういうことがあればいいですけどと言ったわけですから、そういう基本に戻してやっていただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） ほかに。——北出君。
21番（北出寧啓君） 何点が質問させていただきたいと思います。

今、小山議員がおっしゃったのとちょっと観点は違うんですけども、道路補修改良費1億何千万円、これは単独予算ですからかなり少ないということで、そういう面があるというのと、逆に基幹農道のように補助金誘導されれば、40億円も50億円もつくということの市街化のまちづくりとの関係で、そういうふうを考えれば、あくまで予算低過ぎるやないかということで、この点の考えをちょっとお示し願いたい。

この図ですけども、非常に見にくいんですよ。例えば、31ページの藤の川の天神橋のところの図ですね。錯覚を起こすわけですね。今まで既存道路が市道認定されてなかったんやないかみたいな、よくよく見ると、上のちょっとだけが変更認定路線であるというように書かれてあるわけですね。なぜ、ここを拡大して——これ、その端がわからないんですよ。31ページで、これが何か張ってて消えてるといふか、ほんとは表示しなきゃならないとは見えなくて、既路線が大きく出されてると、こういう構図の書き方ですね。

それと、例えば29ページに起点、終点のマークは下に凡例としてあるみたいなんですけれども、これ透明なんで全然全く見えない。ちょっと探してるんですけど、わかりません、27ページにしても。

こういう作成の仕方というのは、非常に問題あるんじゃないかと。親切じゃないなというふうにも考えます。その点、今後検討していただきたいということと、なぜこういう作図をしてるのかという説明をお聞きしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 池上道路公園課長。
事業部道路公園課長（池上安夫君） 認定路線の位置図の関係で、非常に見づらいということで、その点につきましては、わかりやすいように今後は検討させていただきたいと思います。

御指摘の藤の川天神線につきましては、2,500分の1の地形図に落としてこれだけの大きさにそろえないかという問題もございまして、今回の場合、既設路線から新設の泉佐野岩出線ができました関係で、それへのアプローチの道路が追加されたということで、ちょっと延長が非常に長くて2,500分の1の地形図の中に表示する場合、どうしても端っこになってしまったということで、見づらくなったということにつきましては、今後作成するときは、その辺検討させていただきたいと思えます。

以上です。

議長（嶋本五男君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） これは、道路行政のバランスの問題だと思います。道路には2メートル未満の市道もございまして、また基幹としてのいわゆる幹線道路、これの整備もやらなければならないと。どれだけのバランスをもってやるかという問題だと思います。なるほど170キロメートルに延ばした場合の道路維持費、これにつきましては少ないというわけですが、どの程度少ないか、その積算はできないわけですが、今後、危険な箇所、これについては当然維持管理上必要でございますので、やっていくということでございます。

また、市内の道路網の整備、幹線道路でございますけれども、これも事業認可をとっている部分も2路線ほどございますので、これについても精力的に取り組んでいくということでございます。

議長（嶋本五男君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 藤の川線は、これは市道認定されてるわけですね、こっちの部分はね。既路線でね。うちの祖父も拡幅にはかなり一生懸命やったような記憶があるんですけども、これが当初見たら市道認定されてないというのは一体どうということだというふうに錯覚を起こしたんですけど、そうじゃないわけですね。

それと、例えば逆に天神ノ森のこの間問題になりましたけれども、内部の道路が例えば勝手に市道認定されてると。そういう道路が町道というんですか、泉南町になったとき、6カ町村が合併したときに、不明な部分で道路認定されてると。今

回も天神ノ森の住宅開発のところでですね。男神社はわかってなかったと。それはいつに市道になったと。しかし、市道だということで、そこに水道管を配設、埋設できる権限が業者はあると、市道だから。しかし、男神社はそういうことは全く知らない。そういう道路が聞けばたくさんあるように思うんですけども、その辺の問題はいかがなんでしょうか。

議長（嶋本五男君） 池上道路公園課長。

事業部道路公園課長（池上安夫君） 道路認定の関係で、いわゆる底地の名義が権原が市に変わってなかったというケースの場合で、勝手にというのは、我々そういうふうには思っていないんですけども、確かに合併当時に一度名前が変わりますので、前から認定している分を引き継いだという段階の認定路線の中では、今現在は、認定につきましては、認定基準を一応つくりましてシビアにやっておるわけですけども、昔のそういう6カ町村合併時の分では、幅員に関しましてもそうですし、それから現物境界等の確認の問題もそうですし、それからいわゆる底地が例えば個人のままになっておるとか、いわゆる市道としての所有権がまだ登記上できてないというふうなところはたくさんございます。

これらの問題につきましては、基本的に対応いたしておりますのは、いわゆる権利者からそういう御指摘があった場合は、我々道路管理者の方でいわゆる道路用地分を分筆いたしまして、登記的には寄附行為で市の名義に変えていくということにつきましては、わかり次第対応をいたしております。

ケース的には、これだけの路線の中でも、そういうところは、我々も指摘いただかないとわからないときもあるんですけども、わかった段階では、いわゆる健全なというんですか、所有権も変えていくような形の手続は、その都度その都度やっておるということでございます。ですから、要するに前の地主の方が、道路法による認定がかかっていますので、法律的には道路法による道路には間違いはないんですけども、知らなかったということについては、そのような認識は持っておらないということでございます。

以上です。

議長（嶋本五男君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 最後は言葉がよくわかんなかったんで、疑問点をちょっと言わしていただきますけれども、だから行政手法としては、旧村合併のときに、例えば補助金の額とか市道の長さが長い方がいいというのは聞いたことがあります。そういう形でやったのかどうかちょっと不明なんですけれども、実際所有者がわからないまま市道になってると、それが発見されたと。

そういう場合に、行政手法としては寄附行為でやってもらう。それはうまくいけばいいですよ。でも、例えば天神ノ森みたいにあそこへ水道管を埋設しると、市道だからやれと。いや、うちはそんなこと市道認定なんて全く知らなかっただめだという、そういうふうなことが起こりますよね。そういう場合に行政手法というのは、どういう選択をするんですか。

議長（嶋本五男君） 池上道路公園課長。

事業部道路公園課長（池上安夫君） そういう道路でも道路認定されてる道路ということでございますので、幾ら権利者が違う名前になっておっても、その方で勝手にとめるとかいるんことはできないんじゃないかなと思っております。ですから、道路法的には、もう一般の道路認定されてる道路と何ら変わらないというふうに考えております。

議長（嶋本五男君） 北出君。

21番（北出寧啓君） これ以上論議できないと思いますのでとめますけれども、そこで例えば告発されたりいろんな係争行為になった場合、非常に問題あると思うんです。そういうことをどう考えてるのか。もう答弁結構ですけれども、今後しんしゃくしていただいて、合理的な行政運営になるように図っていただきたいと思います。もうとめます。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） ただいま提案されました11路線なんですけど、私すべてにかかわってよく知っているということではないんで、一、二わかっているところがあるんですけど、団地が完成しましてからいわゆる認定に至る——初めてきょう提

案され、きょう議会で承認されて初めて市道になるわけですが、その間、団地の完工から認定に至るまでの経過がかなりあるように思うんですが、その辺はなぜこういうふうになるのか。都市計画法なんかでは、完工検査の翌日に帰属と、こういうことに法の規定ではなってるわけですが、やっぱり帰属すなわち市の認定と、こういうことになるんだろうというふうに思うんですが、かなりそれまでの間時間がかかる。

例えば、そのことで具体的に惹起するような開発業者のトラブル、こういうものはないのかどうか。開発業者がきちりと開発指導要綱で遵守してもらって協力義務ですね。こういうものを果たして、そして帰属に至っているのかどうか。その辺のトラブルみたいなものはないのかどうかですね。長くなればなるだけ、そういう道路盤ですね。これなんかも損傷しますし、それは振り返って認定してなければ、どちらの責任やというようなことになってくるわけですから、当然市が見なければならなくなれば、維持管理費等のコストにはね返ってくる、こういうふうにも思いますので、その辺の問題について少しお示しをいただきたいな、こういうふうに思います。

議長（嶋本五男君） 池上道路公園課長。

事業部道路公園課長（池上安夫君） 和気議員の御質問の中で、いわゆる都市計画法等によって新設されました公共施設の引き取りから道路認定をかけるまでの間の問題のことだと思いますが、基本的には都市計画法では、竣工公告の翌日といわゆる都市計画法でいう32条で協定いたしました関係の市に帰属されておるといって、都計法ではそういう考え方ですね。

もう1点、そうなりますと、完了公告が出ますと、いわゆる建物を建てる場合の建築基準法等の扱いでも、建築基準法上の道路になり得るということになりますので、建物を建てたりとかそういう場合は何ら支障ないわけなんですけど、道路認定されてなくても、道路認定するまでの間、確かにある一定の時間あります。これは、2つ理由がございます。

道路法による認定の場合は、議会の承認という形で議会に上げてまとめてやるということになり

ますので、1本1本するというのも事務的な量のことでもありますので、基本的には原則1年、1年間ぐらいを見まして、まとめてやるというやり方でやっております。したがって、若干その辺、時間的に最初に引き取ったもんからいきますと一定の期間がかかるというのも、これは事務的にやむを得ないのかなと思います。

あと、もう1点、修理問題でございますけども、基本的には速やかに引き取って管理していかなければならないという法の精神でございますので、そういう問題はあるんですけども、我々の方では、道路管理者側では、これは行政指導、お願いなんですけども、開発の竣工検査時以外に道路管理者として引き取る場合には、再度現地のチェックもさしていただいて、余り問題のあるところについては、お願いという形で修理等もお願いしていくということでございますので、維持管理上はそういうトラブルはほとんどないというふうに思っております。

以上です。

〔和気 豊君「結構です」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） ほかに。———林君。

22番（林 治君） いろいろ議論されましたが、例えば具体的な問題で、これを引き取ると、例えば具体的な例でいえば防犯灯とか、こういったものが市の側の責任になりますね。そうですね。

それらについて、例えば個々の問題はあろうんですが、防犯灯1つとっていいますと非常に具体的なんで、そういったものの施設の整備について、今度市が全部やらなあかん。ところが、市民との間でその辺が解決をしないままで市が引き取ると。それでなくても市は予算上大変だと言うるときですから、これらがきちっとできておらないと、なかなか今度は市民の要望にこたえづらいという問題が起こりますね。こういったことについては、どういうふうに考えておられるのか。その点まず1点。

議長（嶋本五男君） 池上道路公園課長。

事業部道路公園課長（池上安夫君） 林議員御質問の中で、開発行為で引き取った場合の施設の防犯灯のことでございますけども、基本的には新規の開発の場合は、窓口の担当課で受け付けをし

した段階で、許認可の段階で我々のところにも合議という形で回ってまいります。その段階で、必要な箇所につきましては、行政指導といたしまして、防犯灯の新設をお願いしておるということでございます。ですから、当然でき上がりましたら、新しいもんができておって、光熱費等につきましては、引き取った時点で我々の道路管理者の方で負担をしていくというシステムになっております。

以上です。

議長（嶋本五男君） 林君。

22番（林 治君） そんなシステムは、よくわかってるんですよ。問題は、昨今の幼児の、幼児だけやありませんが、幼児や婦人に対するいろんな突如の災害というんですか、かどわかしいろいろ含めてね。防犯灯をきちっとつけておくということは、非常に大事なんですよ。

先ほど担当の方でというお話ですけど、それは机上の話で、業者との間で机上で話をして、ところが実際そこに入居されてきたと、でき上がってね。入居されてきたところがもう大変だと。とてもとても危なくて生活もしておれないと。こんな真っ暗なところで生活を一体どないしてするんやということになって、具体的な例を挙げと言えはありますよ。そういうことで、そこで一定のトラブルが発生するわけです。だから、これはそういう点できちっとこれらの特に団地内の道路を市道に認定するに当たっての点検をきちっと全部されたんかなと。これが1つです。

もう1つは、排水路問題があるんですよ。団地内の比較的起伏のあるところは、また起伏があり過ぎて問題を起こすところも下流で起こると思われていますが、樽井でもあります。余り起伏のないところのそれぞれの家の前の道路排水ですね。これが流れなくてたまっていると。それで後、相談を受けて大変なんですよ。開発業者がちゃんとしてくれなかったのか、市の指導が悪かったのか。市の方もお金ないからそんなことできなくて言うし、しかし、そこに水がたまって下水排水がちゃんとできてるところはいいですよ。できていないところがまだまだあるのでね。だから、そういうところの問題の解決を一体どうするのか。これらについて

引き取るに当たって、市としては全部点検をしてやられてきたんか。今までやられてきてないという例はありますから。必要なら御紹介しますけど。議長（嶋本五男君） 池上道路公園課長。

事業部道路公園課長（池上安夫君） まず、防犯灯の関係でございますけども、当然許認可の段階でも行政指導で必要箇所につきましては指導させていただくと。

先ほどの質問者のときもお答えいたしましたけども、いわゆる引き取り段階でも点検、チェック、検査的なことをやっております。これは法律的な裏づけはないんですけども、お願いをして対応しているということでございます。ですから、基本的にはそういう形で不備のないような形になるように努力をしておるということでございます。

ただ、団地内に至るまでの、新設の団地ができるまでのアプローチの道路なんかは、当然当初住家が張りついてなかった道なんかもございますので、そこへ至るまでの路線につきましては、そういう問題が惹起してくるケースもございます。それにつきましては、全体の中で対応を検討していくという形で考えております。

それから、道路側溝の排水関係の問題ですけども、通常若干勾配が付きまして流れるような構造になっておるとするのが普通ですけども、宅盤のり面から土砂等が流れ落ちてたまったりとか、いろんなケースでしゅんせつが必要なところもございます。それは、それぞれそのときそのときに道路パトロール等も行いまして、適切に対応をしていくという基本的な考え方の中で対応しておるということでございます。

以上です。

議長（嶋本五男君） 林君。

22番（林 治君） 具体的に例えば樽井の観測塔のところの、担当課でちゃんとしてると言うけど、結局できてなかったでしょう。やっぱり後で防犯灯をつけないかん。だから、それは実際生活の中で、これはもうどうしてもつけないとおれないという問題ができてくるし、それから少しは古くなりますけども、あれ何池かな。中の池ですが、の奥の団地なんかでもそうですが、今言われたのは、泥がたまって、家の前の溝ですからそれ

ぞれの家庭の方も努力して上げればいいですよ。また、それがたくさんであれば、市が取りに行けばいいですよ。私の言うのは、ちゃんとした勾配がつけられなくて、ふだん水がたまるという問題なんですよ、ふだん生活排水が。そういうことは、きちっともしかやってもらえなかったら、これは一体だれがすることになるんかと。そういうことが入居してから、市も引き取った、そういう段階では、開発業者は悪いと言うてられなくなるんですよ。しかし、市は予算がないと言うてやらないというようなこととか、その問題なんです。

そういったことについて、この引き取りに当たって、引き取る限り責任を持って、速やかにそういう問題があれば解決を図っていくというふうにおっしゃるのかどうかです。

議長（嶋本五男君） 池上道路公園課長。

事業部道路公園課長（池上安夫君） 管理区分の問題になると思います。基本的には、我々の方で管理者として引き取った場合は、当然我々の方で管理しなければならないという立場でございます。

勾配の問題でございますけれども、基本的にはそういう勾配の状況ではないような形でなければならぬわけですし、数たくさんございますので、中にはそういう箇所もございましたら、引き取った後でしたら、我々の方で勾配調整をするなり対応をするというふうな基本的な考え方でございます。

それから、防犯灯の問題につきましても、全体としまして必要な箇所につきましては、現地も調査をした上、検討する部分は検討していくという基本的な考え方でございますので、よろしく願いいたします。

〔林 治君「議長、これ最後です」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 林君。

22番（林 治君） そしたら、今回これら引き取る分については、そういうことの点検も、本来ついてなければならぬ勾配とかそういうものがきちっとついてるといふふうに確認をされての引き取りですね。そのことだけ確認しときます。

議長（嶋本五男君） 池上道路公園課長。

事業部道路公園課長（池上安夫君） 引き取り時の問題ですけども、基本的に今回の分、藤の川天

神線を除きますと、一般のいわゆる開発行為により新設されました新設公共施設が全部です。この場合、いわゆる都市計画法とか農住組合の分もありますけども、考えは一緒です。団地の造成の検査のときにそのようなチェックは、当然そのかかる法律の中でされるということになります。ですから、当然完了の検査を受けて通っておるわけですけども、基本的にはそういう箇所はないというふうに考えておるわけです。

ただ、我々の方で先ほどからも何回も申し上げてますように、道路管理者といたしまして引き取る場合、うちは道路公園課でございますので、公園の方もそうですけども、ある一定年数というんですか、時間がたっておりますので、引き取り時に当たってのいわゆる引き取り検査的なことをやりまして行政指導としてお願いをしておるということで、二重の形でやるような形になっておりますので、基本的にはそのようなことはないのではなかろうかなというふうに思っております。

以上です。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって議案第2号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第7、議案第3号 特別職の職員の給与に関する条例及び泉南市教育委員会の教育長の給料及び旅費条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第3号、特別職の職員の給与に関する条例及び

泉南市教育委員会の教育長の給料及び旅費条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。

現在、本市の厳しい財政状況に対応するため財政改革を積極的に推進し、健全財政に向け鋭意取り組んでいるところでございます。中でも市の幹部が率先して取り組んでいく必要がありますことから、平成11年度に引き続きまして特別職等の給料の一部を減額することとし、本条例案を提案するものでございます。

改正内容につきましては、特別職等の給料を10%減額するものであり、市長につきましては91万円を81万9,000円に、助役につきましては78万円を70万2,000円に、収入役及び教育長につきましては71万円を63万9,000円に減額するものでございます。

減額措置の期間につきましては、平成12年4月1日から平成15年3月31日までの3年間となっております。

なお、この措置による影響額は、年間約800万円程度でございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありませんか。——小山君。

2番（小山広明君） 市も責任を感じてということとこういう議案が提案されとるんですが、この後に職員の給与の期間においては同じような措置が出されてくるんですが、中期財政計画の中で人件費の占める割合ということの関係で、この数字の根拠ですね。それと、職員さんのも含めてやった方が人件費とすればいいと思うんですが、どれぐらいのものをそこでやれば、ひとつ全体的な財政が健全化するのかという、そういう位置づけからいつのこの内容の説明をちょっとお願いしたい。

にもかかわらず、数字的には目標に達してないという問題もありますので、人件費だけでは限界があることはもちろんそうではありますが、人数の問題、定数の問題も代表質問、一般質問でも議論されておりましたけれども、両方にかかわらざる

を得ないと思うんですが、私はやっぱり人数の方でやらないと、基本的には給与を下げるというのは、士気にも影響しますし、やはり仕事の内容—きのうの議論にもありましたが、投資的経費を半分ぐらいにするという、20億円前後ですか、当然それは仕事が減るわけですから、そういうものは合理的に経費というところにどう反映するのか。そういうことが1つあると思いますので、ひとつ人件費に対して財政再建の面からどのような割合、どのような内容でこういうものを提案したのかの基本的な御説明をいただければと思います。議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 小山議員さんの御質問でございますけれども、今回の特別職等の給与の減額並びに次の議案でも提案させていただいておりますように職員の給与の2%減額でございますけれども、これは財政の中期展望の中で、人件費について総額4.5億円の削減を目標としているということの中で、引き続き特別職につきましても3カ年減額措置をとるといふふうに提案をさせていただいているものでございます。それと、職員につきましても、3カ年につきまして2%の減額という形で次の議案で提案とさせていただいていると思います。

この人件費の削減の中期的な目標といたしましては、職員の給与の2%削減、それと特別職の給与の10%削減、管理職手当の10%削減、それと議案5号でも提案させていただいておりますように、旅費におけます日当の廃止、それと特殊勤務手当の見直し、超過勤務の抑制等を含めまして4.5億を生み出すといふふうに考えておりますし、先ほど職員の人数等の話もございましたけれども、既に平成8年度から職員の減少も行っておるところでございますので、この中期的見通しの中では、退職不補充という形ですね。組織機構の見直しの中で、一部退職不補充という形の金額等も含めた中で、4.5億を捻出したいということで提案をさせていただいているものでございます。よろしく願いいたします。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） この4億5,000万円というのは、年間に4億5,000万という……、この

スパンは、どういふスパンで4億5,000万なんですか。

議長（嶋本五男君） 石橋財政課長。

総務部財政課長（石橋康幸君） お答えいたします。

中期的財政展望におきましては、14年度には財源不足額が17億円生じるだろうということの中で、人件費におきましては4.5億円を削減というんですか、していきたいということで、今回その一環として上げさせていただいております。

それで、1年間に4億5,000万というんでなしに、12、13、14年度の末ということで、3年間ということでございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 3年間で4億、正しくは今言った後の数字がいいんですか。4億4,500万、今4億5,000万と言った、それでよかったですか。4億5,000万を3年間で人件費関係で削減をすると。

そうすれば、経費削減策をいろいろ出しておりますが、そうすると経常収支比率は、今回は92にならなくて、逆に100を超え、101ですか、104という数字もありますが、そういうことがあって、なおこの中期財政計画で、4億5,000万円で経常収支比率というのはどうなるんですか。92には—きのうの議論でも、助役はちょっと収入を多く見過ぎたかなと個人的には考えてますという議論もあったんですが、そういう修正も含めて、そうすると中期財政計画における最後の数字ですね、経常収支比率というのはどれぐらいになるんですか。

議長（嶋本五男君） 石橋財政課長。

総務部財政課長（石橋康幸君） 経常収支比率といたしますのは、一応経常の一般財源、その中で経常的な経費がどれだけ占めるかという割合でございます。それで、普通一般的に私どもの方でいったら、1億円削減されたら約1ポイントぐらい下がるんじゃないかということで、ただ、4億5,000万円削減されたらどれだけ数字が落ちるかというのは、単純には出てきません。その中で、一般的には1億削減されることによって、1ポイン

トぐらい下がるんじゃないかなということです。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） だから努力はね、10億円削減できたとか、今回も4億5,000万円削減できるとかいう数字はあるんですが、当然ふえる分は全然言ってないわけですから、そういう点では最後の経常収支比率、収入に対して支出の割合です。それは現在、目標が達成されてないわけですから、そこが一番最後の、それをするために経費を削減したり、収入をふやしたりするんでしょう。目標はそこにあるわけでしょう。

それにはやっぱり公債費と人件費が大きなウエートを示すから、そこでやろうとして、いわゆる投資的経費を半分ぐらいにするということが1つ方針として出てるのと、人件費については1つの最終目標が見えないんですが、3年間で4億5,000万円削減できると。結果、経常収支比率はどう抑えとるのかと。100を切らないといけないし、100に近い形でも困るわけですからね、収入も支出も同じような状態では。そこは出てないんですか、今、議論してるけど、すぐパッと出てこないというのは。

議長（嶋本五男君） 石橋財政課長。

総務部財政課長（石橋康幸君） 単純に例えば4億5,000万削減されたから経常収支比率がどれだけ下がるかと、きちっとした数字は出ておりません。先ほど、私御答弁させていただきましたように、一応経常的な経費が1億削減されたら、1ポイント下がるだろうということでございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。小山君に申し上げます。これで5回でございますので、この辺でまとめてください。

2番（小山広明君） いや、お尋ねしとることが議長も聞いていただいたようにわからないんですよ。1億円減らせば1ポイント下がりますというのは、それはわかるんですよ。さっきからも議論しとるように、10億減らしたとか.....

議長（嶋本五男君） 私に言われずにこっちへ質問してください。

2番（小山広明君） いや、私にそういう指揮を

されるので。

議長（嶋本五男君） まとめてください。

2番（小山広明君） だから、最後の経常収支比率が今問題になっておる、要するに92ぐらいにしようと言ったことがもうできなかったわけですから、そのことで今の提案された人件費の削減がそのこととどういうように影響するのかなというのは、関心としてあるんですよ。

1ポイントというのは、10ポイント下げると言っただけの1ポイントでしょう、人件費だけで。ほかのいろんなものを絡めた中でこういう提案をされてきておると思うので、そうするとそれは92ということで理解していいんですか。何回も聞いておるので、議長からも注意を受けとるんでね。出てないですから、出てないんであれば、そういうものを含めてこういうものを提案されると思うんですよ、全体の中でこうだということ。ここだけで92に持っていくことはできないわけですからね。

そういう点で、人件費で考えようとしるのはここだけでも、全体的にはこうでという何か全体の枠というのがないと、この2%がいいのか、10%がいいのかというのは判断できないのでね。そこをちょっともう1回で答弁できるようにしてくださいよ。

議長（嶋本五男君） 理事者にこの際申し上げます。出された議案については、的確にお答え願いますようお願いいたします。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 最終的に経常収支比率をどう見込むかということでございますけれども、今直ちに答えは持ってありません。

本会議開会からずっと御議論いただいておりますが、平成11年度にはやや下がるということでございます。これは経常的な財源のうち普通交付税、これがかなり当初予測より見込めるんではなからうかという、いわば分母がかなり大きくなるという中で、若干10年度の104.4から101.4という形で、まだ11年度は見込みでございますけれども、下がっております。

ただ、これから14年度までを見通してまいりますときに、先ほど来申し上げておりますように、人件費等3年間で4億5,000万という目標を立てて削減をします。そうすると、1年に1億ちょ

つという話になるわけですが、その分が公債費としてふえてまいります。

したがって、それだけを考えますと、そうそう大きく人件費を削ったからといって経常収支がよくなるかということで、今度は分子の分で、人件費の減の分と公債費等の償還金がふえていく分とで相殺をされていくのではなからうかというふうに考えております。

一方で、歳入の方でございますけれども、また予算の中でも御議論いただけたと思いますが、市税収入については、徴収については頑張りますけれども、パイ自身がそう大きくなる状況では、今経済の状況からしてございません。あと普通交付税がどれだけ見込めるのかということにもかかわってこようと思っておりますが、分母としてはそういうことでございます。

一方で、分子の部分の歳出の部分では、物件費等の経常的な経費、これがいかに削れるかという中で経常収支比率は定まっておりますけれども、当面今その準備をやっていきますと、公債費比率等は13、14年で減ってまいりますので、それ以降については、経常収支の改善というのは相当見込めるというふうに判断をいたしております。

以上です。

議長（嶋本五男君） ほかに。———上山君。

18番（上山 忠君） 1点だけお聞きしたいと思うんですけども、特別職の給与を10%カットするということですけども、このカットがベースとして一時金ベースの中にも影響を及ぼすのかどうか、その辺のところでだけお答えください。

議長（嶋本五男君） 橘人事課長。

市長公室次長兼人事課長（橘 正三君） 特別職につきましても本俸のカットでございますので、当然期末手当にははね返ります。ただ、退職金にははね返らないという形になっております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 上山君。

18番（上山 忠君） ということは、市長でいきますと、91万が10%減の81万9,000円になるということで、年間一時金の場合、多分5.2カ月だと思うんですけども、5.2カ月に対し

て減額された81万9,000円を掛けると、そういうふうに理解してよろしいですね。

議長（嶋本五男君） 橘人事課長。

市長公室次長兼人事課長（橘 正三君） 11年度の人事院勧告で期末手当が0.3カ月下がっておりますので、4.95カ月ということになります。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 上山君。

18番（上山 忠君） 月数は間違っていましたけれども、そういう形で4.95カ月分が掛けられるわけですね、減額されたベースに。

議長（嶋本五男君） 橘人事課長。

市長公室次長兼人事課長（橘 正三君） 済みません。特別職は以前から3月の期末手当が0.5でございますので、4.9カ月でございます。要するにその金額掛ける4.9というのが1年間の期末並びに勤勉手当の額になります。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 上山君。

18番（上山 忠君） そういうふうなことを聞いとると違うんですね。要は、その減額された81万9,000円に対して4.95カ月になるんか、それとも一時金については91万のままで4.95掛けるんか、ただそれだけを聞いとるわけですね。

議長（嶋本五男君） 橘人事課長。

市長公室次長兼人事課長（橘 正三君） 何度も申しわけございません。おっしゃるとおり減額された額に4.9を掛けるということでございます。

議長（嶋本五男君） ほかに。———和気君。

13番（和気 豊君） どこの市とも財政は非常に大変な状況だというように御紹介もいただいておりますが、他市ではこういう特別職のいわゆるカットですね。それにあわせて職員に対するそういう削減提案、あるいはその他の諸関係諸費の、人件費に係る諸費の削減、こういうものの状況はどうなっているのか、お示しをいただきたいと、こういうふうに思います。

議長（嶋本五男君） 橘人事課長。

市長公室次長兼人事課長（橘 正三君） 大阪府南部につきましては、泉大津で11年7月1日から12年の6月30日までということで5%カット、それに貝塚市が10年の4月1日から3カ年

間、本年の3月までですけれども10%カット、それと阪南市が10年の1月1日から12年の3月の21日まで27カ月間というんですかね、を10%カットしております。

以上でございます。（「何のカットかわかれへん」の声あり）

済みません。一般職につきましても、泉大津が12月議会で定期昇給を12カ月延伸しております。それと……（和気 豊君「一般職はええわ。また聞くわ」と呼ぶ）

以上でございます。

〔和気 豊君「ちょっと、今議会からも声がありましたように、何の10%なのかというのは」と呼ぶ〕

市長公室次長兼人事課長（橋 正三君） いずれも特別職の給与の5%から10%のカットでございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 特別職というふうに言われても、市長から助役、それから収入役、教育長と、この四役がおられるわけですが、これは全部一律でしょうか。当然それぞれの職掌において、責任の度合いというのがあるというふうに思うんですが、今回その辺ですね。

それと、泉南市では10%にされた。市長、収入役、それから教育長、すべて一律10%カット。そういうふうにされた意味合い、根拠をお示しいただきたい、こういうふうに思います。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 先ほど次長の方からお答えいたしましたように、泉大津市と貝塚市と阪南市の特別職等のカットの例を御説明させていただきましたけれども、これは特別職等の給与のカットということでございますから、助役、収入役、教育長を含めて、先ほど説明いたしました率によってのカットというふうに我々としては理解をいたしております。

それと、泉南市の場合の10%でございますけれども、平成11年度も10%カットを行っております。それと、あと1年前、9年ですかね。9年も10%カットを行っております。

ですから、その例に準じて今回も3カ年間行財政改革を進めていく中で、やはり痛みを分かち合うということで、特別職等については同じように10%をカットしたということでございます。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 理解している——事実関係を私は聞いたんで、理解のほどを聞いたのではないんですね。

例えば豊中なんかは、市長は10%ですが、一律にはいかんと、こういうことで助役なり収入役なり教育長、向こうは大きいですから水道管理者もおられますけれど、これは5%。当然、政策提案、そういうものの執行にかかわってのいわゆる重みと。これは当然差があっていいというふうに思うんですが、その辺は差をつけておられるわけですね。

それから、摂津市では市長10%、ところが、収入役以下教育長については、額にして一律70万から65万円、こういうふうに差をつけておられるわけですが、差をつけた、同じようにした根拠については、従前どおりというふうに言われるから、ちょっと私、従前どおりという答弁では納得できませんので、具体的になぜ差をつけなかったのかという根拠、他市ではつけてるわけですね。それから、阪南3市では、これは理解しているということで事実関係を言われなかったんで、事実関係を私は求めたわけですから、その辺も理解しているという答弁では納得できませんので、お聞かせをいただきたい。

議長（嶋本五男君） 橋人事課長。

市長公室次長兼人事課長（橋 正三君） 阪南各市につきましては、この率で、すべて同じ率ということで伺っております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） もともと市長、助役、収入役、教育長は、本給、給料の額に差がありますので、今回も引き続き同じ率でカットしても、カットの額が変わってまいりますんで、そういう形で10%ということに決めたということでございます。

議長（嶋本五男君） 和気議員。

13番(和気 豊君) それじゃ、明確な根拠はなくて、当然額において差が生じるから、こういうことですね。それでは、余り根拠が浅薄なんではないでしょうか。これだけ財政危機に対応するというので、大見えを切って大上段に振りかぶってやられるわけですね。そしてなおかつ、このことが率が違いますけれども、一般職にも波及するわけですから。一般職では圧倒的に額が多いわけですから、全体額でいえば。

そういう点では、ちょっと議会に提起するには根拠浅薄と、こういうことになるんだろうというふうに思いますが、その辺もう一度明確に根拠について、考えておらないということであれば、それでよろしいんです。もう一度お答えをいただきたい。

議長(嶋本五男君) 遠藤助役。

助役(遠藤裕司君) こういう特別職の給与、本来決められたやつをどうカットするかというのは、根拠という問題ではなくて、判断という問題であります。我々の市としてはそういう形で判断をさせていただいたということでございます。よその市はよその市の事情の中で差をつけたのであれば、差をつけたということでございます。

議長(嶋本五男君) 和気君。これで5回目でございますので、まとめてください。

13番(和気 豊君) 助役ね、判断するには根拠が要るでしょう。判断するには根拠が要るでしょう。ただいたずらに10%ということだけで判断 根拠と判断と違ういうて、判断するには根拠が要るじゃないですか。そんなもん理屈やないか。その根拠について明確にしていきたい。なければ、こういうことで結構ですから。それは、我々がそのことによって判断するわけですから、当然市長と教育長、そういう今日に財政危機が至った、それによる政策判断、これは大いに違いがあるわけですから。そんなもん市長と教育長と同じ立場で政策判断をし、一般会計の執行をされる、これは違うわけですから、だれが考えても。その辺については、ひとつ明確に根拠をお示しをいただきたい。

議長(嶋本五男君) 向井市長。

市長(向井通彦君) 特別職の減給につきまして

は、平成9年も実施をいたしました。10年度は提案申し上げましたが、否決をされましたので、それはできませんでしたが、11年度また改めて上げさせていただいて可決をいただいたということでございます。

そのときもそうですが、今回もそうなんです、我々関係者相寄りまして、お互いに10%カットしようということでも話をいたしまして、その中で10%のカットという形で提案をさせていただいております。ですから、泉南市の場合、平成9年から既にそういう形でやっておりますし、それが一番妥当だという判断のもとに減額を御提案申し上げてる次第でございます。

議長(嶋本五男君) ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——
—小山君。

2番(小山広明君) ただいま提案をされました市長ら特別職の給与の1割カットを3年間延伸するという議案でありますけれども、大変大きな財政問題の中で1つの覚悟を示すものということは、一定理解できるわけでありまして、やはり今回明らかになったように、経常収支比率が目標にほど遠い状態に終わったということも、今回の提案については大きな影響をするわけでありまして。

そういう点で、小出しに出してくるこういうあり方ではなしに、もっと財政再建に対しての基本的な考え、これまで何が間違っておったのかということもきちんと検証した中で、市民や議会にもわかる形で市は変わったなということもきちんとやっぱり行動的に見せていかないと、精神論だけでそういうことから出てくる結果は、より弱い人に切り下げという形でしわ寄せが来ることは、火を見るより明らかでありますし、市民に対する理解の問題にしても、これまで以上に市民に対する説明責任を果たして、やはり財政再建を市民が理解した中で進めていくことが求められておることと思います。

この後に出てまいります職員の給与カットの問題についても、本当にここからやる気が出てくるのかなど。気持ちの問題は、財政問題とはまた別に無縁でありますから、そういう気持ちがどんど

ん恒常的に出てくるようなことがこういう苦しい中では示されなければなりませんし、市長の方からそういう希望のある、やる気のある者が出てくるためにも、給与というものにまず手をつけるのではなしに、構造的な事、今までやってきたことを本当にすべて明らかにして、そして市民の皆さんと一緒に改革に取り組んでいくようなそういう姿勢を示すことの方が私は先ではないかと思えます。

そういう点で、こういう私から見れば安易な、みずからの給与をカットするというのは、厳しいようにも見えますし、だれもがなかなか異論が挟めないという内容を持つだけに、私は安易であるという判断をせざるを得ません。

そういう点で、この議案には反対でありますし、こういう議案こそ十分に議論をしなければならないわけでありまして、これは行政には責任はないわけでありまして、議長の議会運営に対する姿勢は、初めて私も途中で切られたという思いを持ったわけでありまして、もう一度きちっと答弁を受けて質疑をすれば済む問題を後味悪く切られたことは、大変残念であることも申し上げまして、この議案に反対の討論をさせていただきます。議長（嶋本五男君）ほかに。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第3号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶋本五男君）起立多数であります。よって議案第3号は、原案のとおり可とすることに決しました。

午後1時まで休憩いたします。

午後0時1分 休憩

午後1時2分 再開

議長（嶋本五男君）休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第8、議案第4号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（嶋本五男君）理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君）ただいま上程されました議案第4号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明を申し上げます。37ページでございます。

現在、行財政改革を積極的に推進し、健全財政に向け鋭意取り組んでいるところでございますが、現在の市の厳しい財政状況を克服していく一助とするため、職員の方々にも痛みを分かち合っただくものでございます。

具体的には、平成12年4月1日から平成15年3月31日までの間、職員の給与月額2%を減額しようとするものでございます。なお、この措置による影響額は、1年間で約9,200万円程度でございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君）これより質疑を行います。質疑はありますか。——真砂君。

12番（真砂 満君）それでは、午前中の特別職と引き続いての御提案でございますから、関連する部分もあろうかと思っておりますが、何点かにわたって質問させていただきます。

朝の議論もありましたけれども、御答弁の方もひとつよろしくお願ひしときます。というのは一般質問のときに、私、議会運営のあり方について提案をさせていただいた経緯もありますし、質問者の責に問う部分もあると思っておりますが、答弁の方の責もあるというふうに思いますので、その辺よろしくお願ひ申し上げます。

まず、1点目ですが、今御提案がありましたように本俸の2%による影響額、1年間で9,200万程度ということでございます。これは本俸の2%というふうに御説明あったんですが、その他の手当の部分について、どの部分が影響されるのか、明確にしておいてほしいなというふうに思います。それがまず1点。

それと、午前中の議論にもあったんですが、中期財政計画から見た人件費に係る割合ですね。い

ろいろいろございます。説明もありましたように特別職の10%カット、管理職手当の10%カット、日当、特殊勤務手当の問題、また超勤の抑制、それぞれにこの3年間でどれだけの効果額が出るのか。あわせて、さきの議会でもありましたように、中期財政計画の中では一時金の0.3カ月カット分が出ておりません。もともと入っておりませんでしたので、それを合わせると3年間でどうなるのか、合計額を出していただきたい。もう既に出ておられると思いますので、明らかにしていただきたいなと思います。

それと、表現が悪いんかわかりませんが、その分で削減しますから、浮いた財源をどういうふうに使っていくのか。一般質問だったか代表質問だったかわかりませんが、今後起こってくる退職金の引き当てに幾らか回すというようなお話もあったというふうに思うんですけども、本来、退職金、職員さん1人雇用することによって、いつの時点で退職されるかというのは、定年制が導入されましたから、もう既に雇った段階で明らかになっておりますけれども、泉南市の場合、財政事情もあったということもあるんでしょうけども、引当金が十分にされていないということで、退職金が今後大きく問題化されるというふうに思います。そこでどれぐらいの割合で考えておられるのか、明確にしてほしいなというふうに思います。

それと、たくさんあって申しわけないんですけど、回数の問題がありますんで、一度に言わしていただきます。

泉南市の今の平均賃金、大阪府下の今この位置にあるのか、お示しをしていただきたい。それとあわして、他市と比較をして泉南市の賃金体系の特徴的なことがあれば、そのあたりも明らかにしておいてほしいなというふうに思います。

5つ目に、今経済がこういうふうな状況になって、内需拡大、特に個人消費の拡充というか、拡大が叫ばれているわけなんですけれども、それが経済を左右するというような状況があるわけなんですけれども、一方ではそういう状況があって、一方では個人消費を抑える賃金を抑制していくわけですから、その辺の関係をどう考えておられるのか、明らかにしてほしいなというふうに思います。

それと、今回のこの2%カットによって、職員平均1人当たり生涯賃金として計算された場合、どのような影響額が出てくるのか、明らかにしてほしいというふうに思います。

それと、復元措置ですね。今、財政が非常に厳しいわけですが、復元の措置については、今の段階でどのような考え方をお持ちなのか、その辺もお示しをしていただきたい。

それと、最後になりますが、ここが一番大事なことだろうというふうに思うんですが、けさの御答弁の中でも、助役の方から痛みを分かち合うというように御説明をされておられたというふうに思うわけですが、今回この厳しい財政状況、だれが悪いんやということになると非常に厳しいわけですが、私は少なくとも職員の皆さん方に大きな過失はないというふうに思っています。至って行財政運営をしていく執行機関、特に上層部の方の責というか、経済的な状況というのはよくわかりますけども、すべてではございませんが、そのトップの責任というのは明らかであるというふうに思います。

ですから、単に痛みを分かち合うということで職員の給料なり手当をカットする、こういった安易な方法というのは、いかがなものかなというふうに思います。ですから、雇用者としての責任はどんなだということをまずはっきりさすべきではないのかなというふうに思いますので、そこらのあたりについてどうお考えなのか、お示しをしていただきたい。

以上、大きく8点ぐらいになったかというふうに思います。ひとつよろしく申し上げます。

議長（嶋本五男君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 多岐にわたったの御質問でございますので、細かい数字の点は後ほど御報告をさせていただくとして、本件につきましては、関係の団体とも何度も協議を重ねながら今日まで至ってまいりました。

御承知のとおり、当初、定期昇給の1年間延伸をお願いをしたところでございますけれども、先ほどの復元措置とも関係してまいりますが、定期昇給を1年延伸やりますと、後の復元というのが事実上非常に難しいと。我々が幾ら約束しても、

そんなん当てになれへんというお話もございまして、となりますと、それは生涯賃金にかなり影響してまいりますし、退職金あたりにもかなり大きな影響をするというので、今回先ほど御提案を申しあげました2%の減額について3年間と。この間について復元というのは、正直かなり難しかりうと。しかしながら、3年間に限るということで、御了解を賜ったという経緯がございます。それが1点でございます。

それと、大きな点で、当然のことながら職員の方々は毎日一生懸命仕事をしていただいておりますので、そこに責任があるとは思っておりませんし、交渉の場でも私も申しあげましたが、これは管理者である我々幹部の責任であるということをも明言してまいりました。

ただ、今日の状況を逆に言えば、管理者としても責任を持って解決をしていかなければならないというときに、率直に申しますと、市民の方にもいろんな問題で御迷惑をおかけし、先ほど御承認をいただきました。私どももそういう意味では給与をカットしということの中で、最低限職員の方にもこのぐらいお願いをしたいということで、そうすることによって、今後の財政再建というものを確かにしていくというのも、一方で我々管理者の責任だというふうに思っておりますので、その点を職員の方には、特に団体の方には御了解いただいたというふうに我々は考えております。

したがって、我々の責任でこういう事態にまいりますか、非常に御迷惑をおかけする事態に至った。しかしながら、一方で我々の責任で何とかこれを克服して財政再建を果たしていきたいという思いでございます。

その他の点については、関係課から説明させていただきます。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 真砂議員の質問のうち、8点のうち7点ですかね、御答弁をさせていただきます。

まず、1点目の2%の削減によりまして9,200万円の減となるわけでございますけれども、その他の制度への影響ということでございますけれども、2%減額することによりまして、本給の2

%減額でございますから、それに連動して計算して支給されます超過勤務手当、それと期末勤勉手当について、3年間でございますけれども、2%減になるということでございます。

それと、中期的財政見通しの中での人件費についての効果の配分といいますか、割合ということでございますけれども、まず中期的財政見通しの中では、職員給料の2%削減、管理職手当の削減10%、特別職の給与の削減10%、旅費日当の見直し、特勤の見直し、それと超過勤務の抑制というふうに我々考えておるわけでございますけれども、そのうち、人件費のうち給与につきましては、3カ年ということで1年間9,200万でございますから2億7,600万円という計算でございます。

それと、特別職につきましては、1カ年800万ということでございますので2,400万円。管理職手当につきましては10%の削減でございますので、これも1カ年800万で2,400万でございます。

次の議案に出ております旅費50キロ以内の廃止でございますが、これが150万円の3カ年で450万円ということでございます。

それと、特勤につきましては、現在、関係団体と継続協議中でございます。一定の額の積算はいたしておりますけれども、これはまだ項目別に詰めを行っておりませんので流動的でございますので、ちょっと額は控えたいなというふうに考えております。超過勤務の抑制につきましても、従来から4年間ほど減額をしてきておまして、限界に近づいておりますけれども、さらに効率化を生んだ中で、約1,500万ぐらい生みたいというふうには考えておるところでございます。

これをトータルいたしますと、4億5,000万にはならないわけでございますが、あと午前の質問でもお答えいたしましたように、管理職等の退職不補充という形で不足分を補いまして、4億5,000万を生み出したいというふうに考えておるところでございます。

それと、昨年12月の議会で条例提案いたしました一時金、3月の期末手当の0.3カ月についての関係でございますけれども、これは11年、1

2年というふうには人事院勧告が出ておりますけれども、これが14年まで続くといまして、1年間6,800万でございますから2億7,200万という形になるかと思えます。

これにつきましては、人事院勧告の中での減額でございますので、これは景気の動向によって上がったたり下がったりというんですかね、当然そういう形になるかもわかりませんが、現在は冷え切った経済状況の中でございますから、近々の変動というのはないというふうには考えておりますけれども、それをトータルいたしますと、参考数字といましては、7億ちょっとという形になるかというふうには思います。

それと、3点目でございますけれども、退職金の引き当てについてどうかということでございますけれども、当然、平成18年ごろから退職者が大幅に増加いたしてまいりまして、退職金をどうするかという問題が惹起してくると思えます。今回、人件費につきまして、関係団体の御協力をいただいた中で提案をさせていただいておりますので、その原資の一部について、12年度から退職金に基金として積み立てていくという方向を我々としては現在協議をいたしておりますし、またそうすべきだというふうには考えております。

ただ、現時点で金額として幾らを積むかということまでは、まだ詰めという段階にまで至っておりませんので、あとしばらくこの詰めにつきましてはお時間をいただきたいなというふうには考えております。

それと、賃金について、泉南市の賃金は、各市と比べてどの位置にあるかということでございますけれども、ラスパイレスで見ますと、泉南市の場合、国より少し高いと。105ぐらいになるのではないかというふうには考えておりますけれども、これが高いのは、泉南市の場合、過去から初任給が若干よそよりも高いと、国よりも高いということがございます。

ただ、全体的に賃金を見ますと、中高年というんですかね、40歳以上の賃金については、国よりは低いのではないかなということで、全体的に見るとそう高い位置にはないと、少しは低い位置にあるのではないかなというふうには考えている

ところでございます。

それと、消費の関係でございますけれども、一方では景気が悪いので消費の拡充が叫ばれてるところでございますけれども、賃金を抑えることについて、消費にならないのではないかとということでございますけれども、もともと昨年2月に関係団体に提案させていただきましては、定期昇給の12月延伸ということの中でございますけれども、いろいろと議論をしていく中で、定期昇給の延伸になりますと、若年層に相当長い期間御辛抱賜らなければならないという関係で、期限を定められた中の御協力ということで3カ年ということになりましたので、3カ年間、当然支給される給与が低くなるわけでございますけれども、その後は、我々としてはこの条例については3カ年で切れてしまうというふうには考えておりますので、もとの賃金に戻るという考え方でありますので、しばらくの間は消費の抑制にはなるとは思いますが、その後はまたもとに戻るということで御理解を賜りたいというふうには思います。

それと、この2%カットすることについての影響でございますけれども、職員1人当たり直しますと、年間12万9,000円という形になるかと思えます。これが3カ年続くということでございます。

それと、復元措置につきましては、先ほど言いましたように我々はこの条例は3カ年ということで考えておりますので、その後はもとに戻った11年度の形の給料に戻すという考え方で現在進めておりますので、よろしく御理解をお願いいたします。

議長（嶋本五男君） 真砂君。

12番（真砂 満君） 今、数字でもはっきりしたところでありますけれども、もともと中期財政計画の中では、これは人勤の絡みがございまして、一時金については旧来のペースで計算というか、見通しを立てておりましたから、その分がマイナスになったということを加味しますと、今発表がありましたように7億ちょい。ですから、当初から考えておられた4億5,000万からすれば2億数千万円、人件費の部分で目標額を大きく削減をするという結果になるかというふうには思

います。

ただ、午前中に御答弁がありましたように、公債費がその分ふえてくるということですから、一生懸命人件費を削減してもそれで消えてしまう。それは数字が示す結果でありますけれども、私がここで特に言いたいのは、それは今厳しいからいろんなことをしていかなければいけないと。そのことはわかりますから、この手法も仕方ないというふうには一定思いますけれども、大事なことは、やはり雇用者としてどうあるべきなのかということとをまずしっかり認識をした中で、それぞれの手段を講じていかなければいけないというふうに思っています。

前日も申し上げましたように、やはり人件費に手をつけていくというのは最終の手段である。そこまで追い詰められているということの認識の中でされておられるというふうに思うんですけども、いとも簡単にとにかく効果が上がるからということで人件費の方に手をつけるということは、どうかというふうに思います。

決してそうだということを言うてるわけではございませんけれども、よくよく考えてした結果だろうなというふうに思いますので、その職員団体と交渉して、結果がこうであるということですから、それはまず第一義に尊重するにしても、その出たことについて、やはり今まで以上に雇用者としての責任というのが大きくなっていくわけですから、その辺の認識をまずきちっとしていただいて、職員の皆さん方に非常な迷惑をかけるわけですから、このことですべて財政の方もきちっと今後できるんだという力強い方針といいますかね、心意気を明示していただかないといけないんじゃないのかなというふうに思いますし、それとあわせて、今後の人事政策といいますか、そのことについてもきちっと明らかにする中で、今後の人事政策方針なりを明示していく必要があるのではないかなというふうに思うんですが、今後のそういった人事面についてどういうふうなお考えなのか。

例えば、今人件費を削減するという意味で定年不補充というようなお話が出てまいりましたけれども、過去にもそんな事例があったわけですよね。そのことによって、人事の俗に言われるピラミッ

ド方式が崩れてるわけですね、泉南市の場合。それが後々になって響いてくるという可能性が出てくるわけです。今とってる手法は、まさにそのことが今後について、そのピラミッド形式が崩れてくるという可能性があるわけですね。そこらのあたりも含めてどういうふうにお考えなのか、明らかにしていただいて質問を終わります。

議長（嶋本五男君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） トータルの意味での財政危機を克服していくために、お示しのとおり人件費は我々も最後の手段だというふうに認識はいたしております。

今回、関係団体との協議の中でも、例えばいろんな事務事業のあり方、これについても御指摘を受けましたし、また後でお答えを申し上げますが、今の市役所の中の人事の問題、あるいは管理職のあり方の問題を御指摘いただいております。我々とすれば、それを真摯に受けとめまして、とりわけ財政トータルのお話からしますと、これだけ大変申しわけない思いをしていただくということを踏まえまして、今後の財政運営のあり方、とりわけ事業等のあり方につきましても、中で真剣に議論しながら、今の厳しい状況を何とかして克服をしていくという決意の中でやってまいりたいと思いますので、御理解をお願いしたいというふうに思っております。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 私の方から、今後の人事政策ということでございますけれども、今真砂議員の方から御指摘がありましたように、長年退職不補充で後固めて採用するというようなことで、平成18年からそれ以降二十数名から三十何人という退職者が毎年出てくるということがあります。そういう形になりますと、やはり年齢的にもピラミッド型が崩れてまいるということは、既に去年の関係団体との協議の中でも議論をしたわけでございますけれども、ですから我々としては、先ほど退職不補充でも一部補充をするという、財源を生み出すという説明の中では、今年度までの採用については、既に関係団体とも協議は終わっております。

それと、あと平成14年までに退職される予定

につきましては、我々としてカウントしているのは、機構組織等の見直しの中で管理職数名についての退職不補充ということの考え方を明らかにしているわけでございます。

ですから、来年度からの職員採用については、そういうピラミッド型が崩れることのないように、継続的にやはり採用していかなければならないという認識は、我々としては持っております。従来、この行革の中でも二十数名削減をしておりますけれども、事務的な職員についてはもう限界に近づいてきているのではないかと。これから新しい仕事もどんどんふえてまいりますから、そういう認識を持っております。ですから、総合的に考えた中では、退職もありましょうし、やはり毎年計画的に採用もしていかなければならないという考え方でございます。

それと、現在まだ行革の中では、官民の役割分担というのでも議論しているわけでございますけれども、それはすぐに移行できるわけではないわけですね。ですから、これはこれから答えが出た中では、職員の定数のあり方も含めて議論をしなければならぬというふうに考えておりますけれども、一般事務等につきましては、やはり継続的に補充をしていかなければ、行政が停滞するという認識を持っておりますので、その辺は十分わきまえた中で職員採用等につきましては、配慮していくという考え方でございます。

議長（嶋本五男君） ほかに。――井原君。

1番（井原正太郎君） 簡単に質問させていただきます。

ただいまの質疑の中にもあったんですが、この人件費をいろうということは、私も最終的な結論というんか、最終的な方策であろうと、このように僕は理解しとったわけなんです、これと切り離せないのが行政改革あるいは機構改革、あるいは民営化、このような努力がきちとされて、それでもなおかつ職員の方々に、一般職の方々に御協力をいただかなければならないというふうなところでないと、非常に整合性に欠けるんじゃないかなというふうに思っております。

確かに、ここ平成8年から二十数名にわたる定員、職員の減員もあるようですが、ここら辺の努

力をきちとしておかないと、これは市民に対して説明がつかないなというふうに思っております。

したがって、将来この人件費、例えば義務的経費は、このレベルまで抑えるのであれば、人勤の指導に対して対応していけるとかいうふうな線引きをきちとしておかないと、市民から見た場合、ラスパイが105であると。あるいは職員数が他の市よりも多いとか、こんな状況下でやはり人勤を素直に受けて賃上げをしていくというふうなことは、今後はできにくいだろうと。

だから、いわゆる鉄鋼にしても自動車労連にしても、今春闘のさなかでありますけども、やはり収入がない場合は、もちろん一般企業の場合でも賃上げはないんだと、こんな認識が定着してきておりますけれども、我々公務員の中であっても、やはり市民サービスは、もちろんこれは引くことはできない。改めてそのチェック機能である財政の方のバランスにおいても、どこから見てもとっても大丈夫ですよ、というふうなものがやはり大事であろうかなというふうに思うんです。そこら辺の考え方、これをひとつ御答弁願いたい。

もう1点は、ここまで職員組合の方が譲っていただいた背景、職員組合の方にも非常に大きな努力をしていただいておりますのも僕は事実だと思うんです。したがって、職員組合の方が今後どのような方向で御協力いただけるのか、あるいはどういう話し合いのもとに現在に至るとるか。大きくこの2点にわたってお願いしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 人件費、職員数の目標値ということでございますけれども、一般的に公務員の場合、比較されるのがラスパイですね。国が100を基準にということでございますけれども、本市の場合、現段階では若干オーバーしておるということでございます。ピークよりは少しは下がってきておるわけでございますけれども、その要因は初任給が国よりも少し高いということがあるかと思っております。ただ、押しなべて年齢別に見ますと、全体的にはそう高い金額ではないかなというふうに考えておるところでございます。

ただ、当然公務員でございますから、他市より

突出した金額、給料を支給するというわけには、なかなか市民の目から見たら認めてもらえない部分もあろうかと思えますけれども、その辺は十分精査をしていかなければならないということがございます。

それと、職員数につきましても、現業としては類似団体で比較しても、やはり多いところ少ないところ、当然でございます。うちの場合、特徴的には民生なり衛生、教育の幼稚園関係ですね。これは、一般にこれが多いからどうというのではなしに、その団体、団体によって力の入れようがございまして、そこで多なるのは当然だというふうに思いますが、ただ単純に類似団体と比較した場合、そういう形で若干数字が出てきてるということでございます。

先ほども御答弁さしていただきましたように、やはり行政が担う分または民間に担っていただくもんということについては現在も調査中でございますし、それは一定整理した中では、最終的には職員定数もここまでやりますとか、答えは出せるというふうには考えておりますけれども、現段階ではそこまでの数値というのはつかんでおられない。現在は、行革の中で退職不補充という形で職員の減をしてきたというのが実情でございます。

それと、職員組合ともいろいろと御意見をいただいて協力いただいた中で、今日ここまで来れたというふうに考えておりますし、我々としては職員組合に対しても大変感謝をしているところでございます。御協力いただいたということで、大変感謝をしているところでございます。

その中では、当然行政の事業の執行の仕方とか、配分の問題とか、その辺の意見もいろいろといただいたわけでございますけれども、それはそれとして我々は今後行政を進めていく中で、または行革を進めていく中で、当然我々としてもそれは参考にした中で進めなければならぬというふうに考えておりますし、我々としては常に皆さん方から監視を受けた中できちとした仕事を進めていくという責務がございまして、そういう形で我々としては今後とも進めていくつもりでございますし、その辺の意見をいただいた分については、今後の行政運営なり行革の中で反映をさせていただ

きたいというふうに考えております。

以上です。

議長（嶋本五男君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 先ほどの質疑の中でも気になったんですが、じゃどこが責任あるんやというふうなことになった場合、当然執行部の方がその責任というふうなことで問われるんやないかなというふうに思います。

したがって、今後のあるべき姿として、私はやはり泉南市職員にあっては、ラスパイ105でも107でも僕はいいと思うんです。しかし、見てくださいと。うちの市の財政は、どこの市よりも健全ですと。あるいは、公債費比率にしても、あるいは経常収支比率にしても、どの角度から見ても他市よりも非常に健康な数値を示しておると。したがって、職員の方も非常に仕事も活発にやられて、市民サービスに事欠いていない。だから、ラスパイ107でも十分やっていけるんですと、このような努力をやっぱりしてもらわないかと思うんですね。

そういう意味ではやはり行革、そして民営化できるところは民営化。さっき言いましたように、単に職員の給料にこんな形で御協力を求めなきゃならぬというのは、どっちかいうたら下手くそですよ。そういう意味ではセンスのいい、さらにセンスのいい行革を進めていかんと、皆さんに迷惑かかるなというふうに感じるわけなんです。

そんなことで、これはもう意見にしておきますけども、結論部分というのは、だれしももう見えておると思うんですけども、そこら辺にほんとにメスを入れていただいて、健全な財政を確立していかないかのかなと、このように考えます。意見にしておきます。

議長（嶋本五男君） ほかに。———島原君。

17番（島原正嗣君） 簡単に二、三点お伺いをしたいと思うんですが、今御提案なされておる一般職の給与条例ですが、これは読んで字のごとし一般職だと思うんです。ただ、内容によっては、例えば保育所の保母さんとかいろいろそういう職業にある方も一般職と呼ばれるのかどうか。特にこの中で申し上げたいのは、教育職、いわゆる幼稚園の先生とかそういう部分は、教育職であって

も泉南市の方から給与を払っているという現状にあるんですが、この一般職という定義ですね。この給与カットを行う定義の範囲というのは、あくまでもこれは一般職というのか、あるいは今申し上げましたような保母さんとか幼稚園の先生等にも及ぶのかどうかですね。及ばない場合は、なぜそういうことになったのかということ。これが1点です。

もちろん労働者とするれば、働く者にするれば既得権益ですから、御答弁では関係団体の了解をいただいているということですから、それはそれでいいと思うんですが、なかなか自分の生活費を削られるということは、多かれ少なかれいろんな不満もあると思うんですね。そういった意味でもっと別の、今井原議員も御指摘ありましたように、もちろん財政的に非常にラスパイの上からも、泉南市の財政事情からいっても、人件費に相当のウエートがかかっていますから、それは適正にやらなきゃならないということはわかるんですけども、一人一人の職員なり労働者からいえば、生活費をカットされるということは、これは大変なことだと思うんですね。

そういった意味で、別にもう少し求めることがあるのではないかと。私は、例えば現業部門についても民間委託していくとか、もっと合理性を持った行政の運営というものはほかにあるのではないかと、そんな気がするわけですね。まず、そこから辺からちょっとお答えをいただきたいと思うんですが。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 1点目の一般職の範囲でございますけれども、本市の場合、一般職、本庁の職員、また出先、保育所の保母も一般職の職員の給料表を適用いたしておりますから適用範囲ですね。それと、教育職、幼稚園の先生につきましても、教育職の給料表がこの一般職の給料表の中に入っておりますからそれも適用されるということで、泉南市から給料を受けている職員はすべて対象でございます。

それと、合理化の話でございますけれども、現実にはやはり生活給を期限を定めて3カ年ということでカットするわけでございますけれども、生

活に大変な影響があるというふうに我々も認識いたしておりますが、それを御理解いただいたということでございますので、その辺は御理解いただきたいと思えます。

それと、民間委託につきましても、現在いろいろと御意見いただく中で、今3つの事業について、官民の役割分担について調査を今年度行っております。ですから、その答えが出た中で議論して、どういう方向に持っていくかということについての考え方は、引き続きの行革の中できちっと整理をしていった中で、当然経費等の節減についても考えていかなければならないというふうに考えておりますけれども、今回平成14年までの非常に厳しい財政状況の中でということで説明を申し上げまして、御理解なり御協力をいただいたということでございますので、15年以降についてはもとに復元をされるということでございますので、御理解を賜りたいと思えます。

議長（嶋本五男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） ことし採用するかどうかわかりませんが、新規採用の場合の初任給ですね。例えば10万円なら10万円条例で決まっているんですが、その中の今御提案されている部分についてはカットして、新規職員の採用についてもそういう給与体系にしていくと。3年間はそういう体系にしていくということなのか。これが1点です。

それと、もう1点は、年度末になったりいろいろしますと、災害があったときになりますと、職員が残業せないかんという状況も生まれると思うんですが、その残業手当等については、どんな判断をしているのか。本来この手当については、労働基準法できちっと決まっておりますので、払わない方が労働基準法違反ではないかというような批判、御指摘もあります。これが1点ですね。

もう1つ、これと直接関係ないですけども、チェックオフ体制の問題で、一般の連合を中心にした労働組合関係は、今後労働組合費を経営者の方から差し引かないと、そういう話もありますし、地方公務員なり国家公務員の場合は、それぞれ条例等で決定して組合費をチェックオフすると。そういうことになってるかどうか、そのことも含め

て御答弁いただきたい。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 新採の初任給ですけれども、これも今ある一般職の給料の関係の条例の中に給料表がございますので、その給料表に0.98を掛けた分について給料として3カ年適用されるということがございますから、当然全給料表の中の号級にわたって2%ずつ減った給料表を新たにつくって、それで支給をしていくということでございますから、すべて2%減ということになるかと思えます。

それと、残業手当につきましても、新しい2%減をした給料表に基づいた1時間当たりの単価を出して、残業した場合は支給という形になるかと思えます。

それと、チェックオフの関係については、現段階では市と組合の方では議論は行っておりません。ですから、現在は給与から天引きという形で処理をしているというのが実情でございます。

議長（嶋本五男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） この残業手当の場合は、ある意味では労働基準法という法律の中で、10時以降とか深夜業の場合は何%プラスアルファするという基準規定があるわけですね。これは、本人そのものが了解、職員組合なり労働組合がオーケーと言えばそうかもわからんけれども、法律上の建前からいいますと、これは意思的に断るといふふうなものでもないのではないかなというふうに思うんですね。今言われた2%減イコール残業手当の加算分と、こういうことにならわかるんですが、残業手当をさらにまた2%カットするという問題は、いかがなものだろうかと思えます。これが1点です。

チェックオフの問題は、先ほど申し上げましたように、これとは直接関係ないんですけども、国家公務員の場合は、人事院制度の中で組合員の組合費をどうするかということが大体決まってると思うんです。地方自治体の場合は、これはもう明らかに条例で定めるか、そういう労使交渉の中できちっとしたものがなきゃいかんと、こういうことになっておりますし、民間企業の場合も、労使がいわゆる労働協定によって組合費をどうするか

と。使用者が徴収して組合に渡すと、こういうことになれば別ですけれども、これはどっちかいうたら、地方公務員の場合は、そういう条例なりそういう取り決めがあるのかなのか、そのことも含めてもう一度御答弁いただきたい。

以上です。

議長（嶋本五男君） 橘人事課長。

市長公室次長兼人事課長（橘 正三君） 超勤のカット分ですけれども、これは当然本俸からの計算で超勤を出しますので、その分が落ちるといふことでございます。超勤の時間をカットするとか、そういうことではございません。あくまで本俸が落ちますんで、2%カットされますんで、その分に影響が出るということでございます。

それと、チェックオフの関係でございますけれども、条例等のなにはございませんけれども、当然労使協定でチェックをするという形で決まっております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） もうこれで終わりますけれども、残業手当、超過勤務手当の場合、今まで例えば3時間なら3時間残業をするとしなさい。だけど、行政の方は2時間しか出せませんよとか、そういうことにはなってないですか。例えば、5時間なら5時間の正味残業した時間をもって超勤手当というふうな計算を今までずっとしているのか。

どうも聞くところによりますと、つかん時間がほとんどとか、ついてないとかいうことも意識的にやっておるようなところもあると思うんですけども、今までうちの場合は、どんな残業手当の、超過勤務手当の時間数に対する一定の積算基準はどないしとったのか。正味5時間なら5時間したら全部5時間つけておったのか、いや、5時間したけど、2時間にしてくださいよということにしておったのか、それはどないですか。これが1点です。

もう1つは、一般的な産業別労働組合とか、例えば連合なんかに参加するのは、地方自治体の職員も入ってますけれども、一般的な民間企業労働組合の場合は、これは労使交渉で労働協定を結べば

きちっといけるわけですけれども、地方自治体の場合は、もちろん条例でもうたいなさいよと、そういうことになつとると思うんですが、そういう必要はないんですか。

議長（嶋本五男君） 橘人事課長。

市長公室次長兼人事課長（橘 正三君） 超勤はあくまで超過勤務の命令によって生じるものでございますので、この仕事を時間中にこなせないという場合は、当然超勤を命令するわけでございますので、命令すれば当然その時間数は超勤の支払対象という形で、5時間命令して2時間しか払わないというようなことはございません。

それと、チェックオフでございますけれども、条例等にチェックオフするというような規定はございませんで、やはり労使間の協定の中でチェックオフを行っております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 島原君。

17番（島原正嗣君） これ、おとこの読売新聞ですが、僕はうちの会派でも10日ほど前からちょっと連合の方でえらいことができますんやという話で、どんなんですかと言うたら、いや組合費が今度、労使交渉が円満にいつてる場合はいいんですけども、賃上げ等で決裂して仲が悪くなれば、そんなら労働組合の組合費天引きできるかとい、組合のことは組合でやりなさいよということとを弁護士を入れて言ってくる会社もあるようです。

これを読みますと、これ読売新聞3月11日の全国版に載ったんですけども、地方自治体については労使協定、もちろんそれも必要ですけども、条例化することが必要だというふうに書いてますよ。まあ、これは後で結構ですから。新聞にはそういう表現をしています。言っときます。

以上です。

議長（嶋本五男君） ほかに。——北出君。

21番（北出寧啓君） 細かい点は皆さんおっしゃったんで、概括的にこの98%というふうに人件費の削減を打ち出してきた、それとの関連で、質問も出ましたけども、民営化の問題が1つ。それから、幼稚園、保育所の繰り返し提起してきた統廃合の問題、その辺は全体の配置の中でそれを

どうするんだ、それでこうするんだ、で今人件費はこうなんだと。

今、最終手段というふうにおっしゃられた議員もいらっしゃいましたけども、その辺を行政はどう判断しているのか。例えば助役が、人件費が削減されても公債費でそんなに経常経費は変わらないというふうな発言もされました。職員に個々聞いてみますと、今不要不急で牧野公園がこれだけの公債費なりかけてやるのかと。人件費の削減も含めて、その位置づけがいろんな合理的な説明に欠くのではないかというふうな声も上がっております。

そういう中で、どういう手続、今言ったような所定の戦略的な布置をしながら、人件費の削減ということにきたのかということの説明をいただきたい。

議長（嶋本五男君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 先ほど井原議員の方からもお話がございまして、共通する課題もあろうかと思いますが、行革大綱をつくって3年間それなりにやってまいりました。その成果につきましては、本会議中でも市長からも申し上げましたし、細かい積み上げ、あるいは例えば幼稚園の授業料の値上げでありますとか、逐次行財政改革の健全化に向けて努めてまいったところでございます。

先ほども申し上げましたが、今回のこの議案につきましては、かなり1年間かけて議論をし、やっと一定の到達点が見えたということでございます。残された課題につきましては、北出議員おっしゃるとおり、これから行政をスリム化していくために、1つは民営化という手法は考えられる。それと、いろんな幼稚園、保育所等の統廃合の問題も当然取り組んでいかなければならない課題です。ただ、これは少し時間がかかります。

したがって、現下の財政状況の中で、やはり課題として非常に重たい、それだけに時間がかかるという課題と、緊急的にこういう財政状況を克服してくるために、いろんなところで御協力をいただくという問題とやはり区分けをしていかなければならないというふうに考えております。

ただ、職員の方にこれだけ御迷惑をおかけしておるわけですから、残る点につきましては、今北

出議員おっしゃったような課題について取り組まないと、やはり今の役所の基本的な構造といいですか、特に人件費等にかかわる構造については、解決をしていかないというふうには考えておりますので、御指摘の点につきましても、少し時間はかかるかもしれませんが、これは次の課題として必ず取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（嶋本五男君） 北出君。

21番（北出寧啓君） その点は今後やると、考えて実行に移していくと。ただ、時間がかかるということで受けとめさせていただきます。

ただ、公債費との関係で、今回からは20億円で限定だというふうにおっしゃられましたけれども、それは執行部当局の基準値であって、我々としては、これだけ人件費削減云々とあって、ほんとの不要不急はやっぱり排除して、ほんとに緊急に要るもの、こういうものに公債費を使っていくということであればいいんですけれども、その辺に疑問が残るといふことその辺との関連で説明していただければ。その点だけお願いしたいと思えます。

議長（嶋本五男君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） もちろん私どもは、何度も申し上げますが、不要不急の事業は一切やっていないというふうに考えております。ただ、その中にありましても、入ってくる収入が限られておりますので、それ以上の支出はできないわけでございますから、したがって投資額全般で申し上げますと、何度も申し上げますが、12年度以降やはり総投資額を含めまして、20億程度に抑えていかないと、これは補助の問題とかいろいろございますけれども、今後の公債費削減につながるというのが1点であります。ある意味では、事業というより総枠規制をしていかないと成り立っていかないという状況が1点ございます。

それと、もう1点は、下水道事業にいたしましても、一定雨水の概成があったとはいえ、下水道事業も含めまして、今回12年度の予算案をまた御提案させていただきますが、かなり事務事業を絞った形で、最低限の事業しかもうできないとい

う形での御提案もさしていただいておりますので、そういうものについては、厳しく見詰め直していきたいというふうに思います。

ただ、何度も申し上げますが、今まで発行した起債の償還、これは必然的に出てくるものでございますから、ただ逆に言えば、将来的に見えておりますので、それをもうこれ以上ふやさないというレベルでの今後の事務事業という形でやっていきたいというふうに思っております。

以上です。

〔北出寧啓君「最後です」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 北出君。

21番（北出寧啓君） 今後期待させていただきますけれども、経常経費の削減の手段といいまして、何回か言わしていただきますけれども、投資的経費を高めることによって相対的に経常経費を下げるという手法がございます。しかし、これを緊急的に火急的にやっても、何年後にはそれがまたツケとして回ってくるという構造をはらんでおります。それが1点。

もう1つは、以前真砂議員も指摘されましたけれども、学校の消防施設とかその辺が基準値に見合わないということで、各小・中学校、園に問題があるというふうな指摘がありまして、これ以上遅滞すれば告発も辞さないというふうな動きもございまして、何が緊急かということで、公債費の支出をもっと慎重に真剣に考えていただきたいということで、最後にさせていただきますと思います。

以上です。

議長（嶋本五男君） ほかに。———小山君。

2番（小山広明君） 人件費にこういうある意味で大胆な切り込みをやった予算が提案されとるんですが、泉南市の市税収入は104億程度でしょうか。その中で人件費が60億ちょっと出ておるわけなんです、これ以外にどうしても必要な金額として、いわゆる借金を返済する公債費ですね。公の債務がかさんで、この程度ではなかなか、こういう手法では財政が好転しないのではないかなと思うんで、構造的にどう変えないといけないのか、何が一体変わったのかということがちょっと見えないんですね。

今までやってきた行政運営のあり方をやっぱり組織も含めて変えないと、今までと同じパターンで経費を減らすとなると、こういう減らし方しかできないし、そうであれば復元の問題もありますけれども、もちろんその場その場で議会が議論するわけですから、果たして今よりも条件がよくならなければ復元はできないことになるわけで、労働者である職員の不安、心配は、当然僕はあると思うんですね。保障を本当にしてやれるのか。するためには、やっぱり財政が好転しないといけないということで、どういうふうに今までの役所がこれだけ人件費がかさみ、将来の人たちが利用するんだということで、お金を投資してきたと。その理屈はよくわかるんだけど、結果としてこういうにちもさっちもいかないようになったということについては、もっと違う切り込みをして考えないといけないと思いますね。

そういうことが1つあると思うので、一体どういうふうにこの収入と支出の構造を変えるのかということが示されないと、なかなか展望が見えないと思うんですが、そのことを行政は一体どういうふうに考えていらっしゃるのかですね。そこをひとつ示していただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 財政構造全体の問題の御質問でございますので、非常に明確にお答えするのは難しいわけでございますけれども、これはたびたび市長からも申し上げておりますけれども、過去数力年にわたりまして、市は積極的に最低のシビルミニマムと言われる都市基盤の整備を行ってまいりました。それについては、一定といえますが、市民の方の福祉の向上に大きく寄与をしたというふうに思っておりますし、閑空ができたというのも1つの契機ではございますけれども、道路、公園あるいは福祉センター、文化財センターという形で本当に地元に着した事業をやってきております。それは、そういう時代背景というものもあまして、それなりの投資をやってきたわけでございます。

ただ、一定落ち着きを示す中で、そういった問題が今公債費の問題として一定出てきておるといのは事実でございます。その時代に人の採用も

含めまして、人件費の比重が非常に大きく、ウェートが高まってきたというのも事実でございます。

ただ、現状を見ますと、一定そういった部分が落ち着きを見せてきたということもあまして、過去のそういう公債費の償還の部分あるいは人件費の部分、この辺を今整理をしておかないと、次の新しい飛躍には結びついていけないという中で、全体の税金を見ましても、経済構造が非常に悪い中で、大きな伸びが期待をできないということでございますので、税金が大きく伸びればその部分を吸収していけるという側面もあるわけですが、それが期待をできないという中では、やはり切り詰めていかなければならないというふうに考えております。

したがいまして、今収入の伸びが大きく期待できない中で、やはり支出をできるだけ切り詰めていくということですが、今じっと我慢のしどころだろうというふうに思っております。

以上です。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 今の答弁から、どう変わるのかというのは全く見えない。今の体制を続ける中で少しでも経費を、というぐらいしか私は受け取れないんですが、単純に、よく議論される税金が21億未納、集金ができないという問題ですね。これ、果たして正しいのかどうか。本当に取れるのに取れないというのか。これはただ数字を上げとるだけで、実際はいわゆる俗に言う不良債権化しとると。取るべき相手がないのに、取るべきお金として数字を上げとるだけということでこの21億円、これが入れば財政問題はすぐ解決するわけなんですね。

だから、取るものが取れてなくて財政が厳しくなっておるのか、取れるものは努力をして目いっぱい取っておるけども、やはり経費がそういう収入を深く考えずに人を入れ、事業をして借金返し、さっき言われる二十何億でしたかね。正しい数字を言っとかないといけないんですが、公債費の借金を返す金額ですね。12年度予算でいいますと25億円、こういうものと、先ほど言う人件費の64億円、まあ65億円近いんですか。これで約90億円ぐらい必要ですからね。あと物件費とか

いろんなものを入れますと、なかなか余裕のない財政。一方、21億円というのが10年度決算でも税が納められてないという、こういう数字が出てますね。

こういうものをやっぱりもう少し議論のできる数字にきちっとしてもらわないといけないと思うんですが、この21億円のうち大ざっぱに言って必ず取れる金額と、もうこれはほとんど取れないという、そういうことは議論があるから、もう整理はされておると思うんですが、それで年間1億円近いお金を不納欠損で上げとるわけですね。

この辺もやはりきちっとした数字をやらないと、赤字、赤字言うけれども、104億円の収入のうち、あと取れないお金が21億円もあるやないかという議論も1つあるわけですね。そういう点では、その辺もちゃんと整理をして、それからどうするかということをしてないといけないんじゃないかなと。

それから、もう1つは、私も今まで提起しておりますけども、職員数が今720名というように私、数字はもらっておるんですが、そういう部署、部署が分かれとるものをもう一遍根本から見直して、20億円という今までその倍近い投資的経費をやってきたわけですから、当然それには人も入れ、予算もつぎ込んできたけれども、減った場合に弾力的に人を減らし、経費を減らすということは、実際難しいですね。難しいけどもやらないかんわけですから、そういうものをもう少しわかる形で出すためには、総務部とか事業部とかいろんな部が分かれとるものをもう少し事業単位にチーム制、この間の議論もありましたけども、目的が終わればチームは終わるというような1つのチーム制ですね。事業ごとにチームを組んで、そこはもうすべての業務をやるということで、それが終われば、また新しい課題の仕事をしていくという、こういうもっと流動的な組織のあり方ということも私は考えないといけないんじゃないかなと思いますね。

それから、職員が700名を超え、720名ですか、この資料によりますと。これを100名ぐらいをどこでも自由に応援のできるような人材にして、四六時中みんなが同時に忙しいということ

はないわけですから、そういう点ではやっぱり特別に応援をしていけるような職員にし、また市役所だけじゃなしに、まちに出て、例えば川が汚れておればその川の清掃隊みたいにしてちゃんとやるとか、悪臭の問題でなかなか解決つかない問題であれば、そういうところに出向いて、市がお手伝いしてそういうことが解消されるのであれば、事業者とも一緒になってそういう住みよいまちをつくろうやないかということでやれば、事業者も批判ばっかり受けとると事業は展開しにくいわけですから、人材が足りないからできない分については応援に行くと。事業がそうやって好転してくれば税収も入ってくるわけですから、急がば回れということもありますが、市が本当にまちの活性化を支えるためのそういう人材になっていくというようなことも、できる、できんじゃなしに、やっぱりそういう新しい方策を示した中で、こういう最終的に給与を下げるなんていうことは、やる気は絶対そこから出てこないですし、平均で12万円ですからね。浮いた金が12万円なくなるということは、消費は確実に影響されますよね、これはある意味でね。

そういうような新しい役所の組織のあり方ということ、やはり政治家市長というのは、市民と一緒に選挙をやって市民の生の声を聞いてそこで当選されるわけですから、職員と違うような発想で、市民が普通考えとるような発想で、私は政策提案をしてもらいたいと思うね。こういうものを出すときにですね。そういうように思うんですが、市長は本当にこの財政問題を政治家としてどういうふうに解決していくのか、そういうことをひとつお示しをいただきたいと思うんですけどね。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 小山さんの組織の中の御提案というふうに我々受けとめさせていただきたいと思いますが、現実として現在職員720名おりますけれども、その職員には常に一定の毎日決まった仕事がございます。ですから、そのうち現段階では別に100名をそこから枠をとってという形には、なかなか難しいんじゃないかなというふうに考えております。

現実には過去に大きなプロジェクト等があった

場合、その中から何人が組織をつくった中で、その6カ月なら6カ月という期間で対応したと、大きなプロジェクトについては対応したという形もございますけれども、そういう形での配置のあり方というのは可能ではないかなと思いますけれども、継続的にそういう形ですというところまで、現段階では職員の配置というのはいわゆる行われていないというふうに考えておりますが、提案として我々としては、これから組織のあり方については、十分研究していかねばならないので、いろんな方面で研究はさせていただきたいなというふうに考えております。

議長（嶋本五男君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） 私の方からは、財政を圧迫しているのは滞納繰越金が多いんじゃないかといったような御質問をいただきましたので、お答えいたしたいと思います。

今年度、11年度の当初が21億3,000万強ありましたが、12年1月末現在では2億9,000万の徴収を行っておりますので、現在、未済額としては約18億4,000万ということでございます。

この滞納繰り越しにつきましては、これは我々の方でも景気との連動性が強いと考えておるわけでございまして、特に土地、建物の滞納繰越金が多々ございます。これは、御承知のように景気が不安定でございまして、そしてまたバブルの崩壊で土地が大きく下落、動きまして、乱高下いたしまして、その中で今かなりの事件物と言いますが、私どもの方でも不良債権化したというんですか、競売にかけている物件もあるわけですけれども、これがなかなか競落しない。事件物にはなってるんですけれども、競売が成立しない。そういったことで、しないということは、いわゆる担税力というんですか、この土地に対する担保物件が下がっておりますので、これに対していわゆる債権がついておりますので、我々といたしましては、競落もないと、新しい年度が来るとまた上へ積んでいかなければいけないというようななかなか厳しい状況に今あるわけです。

そういったことが大きく起因いたしまして、この18億4,000万ですか、そういう金額がなか

なか減ってこないということも1つ大きな要因がございます。それが今、私どもとしては景気の回復をひたすら待つ。そして、不良債権化したものが、いわゆる事件が解決していくというのが一番肝要ではないかなと考えております。

また、景気というものにつきましては、我々日本がかつて経験したことのないような長い周期でこの不景気が続いておると思うんです。日本の経済は、戦後、いわゆる神武景気、岩戸景気、いざなぎ景気、バブル景気といったような周期ごとに景気が回復していたわけですね。日本の知恵と企業の設備投資、わざとたくみでやってきまして、今こういう状態ですので、なかなか滞納繰越金が減ってこないというのが実情でございますので、よろしく御理解のほどお願いします。

議長（嶋本五男君） この際議員、理事者に申し上げます。質疑並びに答弁は、簡潔にお願いします。向井市長。

市長（向井通彦君） 今まで日本というのは右肩上がりですべて来たわけなんです、それが今こういう状況になっておるというのが、これは全国的にいろいろ行政、それから経済界もそうなんです、1つの大きな課題になっているわけでございます。

私どもは、今までやってきたいろんな事業の起債の償還等も踏まえまして、この13年、14年がピークだということで、これを何とか越えなければいけないということを最大の主眼に置いて、いろんな手当てをやってきたわけでありまして、したがって、3年前からスタートしております。他の自治体では、まだまだその時点では投資していたところもあったようでございますけれども、我々はギアチェンジしてアクセルを踏んで、そしていろんな対応をしてきたと。

今後につきましては、当然我々はもっといろんな意味でスリム化をしないといけないというふうに思っておりますから、今それに取り組んでおります。もちろんいろんな統廃合という問題もそうでしょうし、民営化の問題もそうでしょうし、また限られた人数をいかに柔軟に対応するかというのもそうだというふうに思います。

ただ、民営化につきましては、やってすぐ削減

効果があるかといいますと、逆に最初はやはり余計に経費がかかるということも考えられるわけでございますから、職員の配置がえはしないといけません、それは雇用の減にはつながらないわけでありまして、そういうことも踏まえて、やはり民営化に行くそういうタイミングというのもあるというふうに思います。ですから、私はそういうピークアウトしてある程度正常に戻った中で、そういうふうに移行するのが最適だというふうに考えております。

いずれにいたしましても、今後とも全力を挙げて行財政改革に取り組んでまいりたいと存じます。議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） もう少し市長から方向性としてもやはり変わったというんか、今までのことを反省した中で新しい方策が出るかと期待して聞いておったんですが、余り返ってこない。

民営化の問題については、私言ったことないんですが、民営化についても市長の考え方が述べられました。公立のいいのは、組織理念的には公営でやることは私は性格上も最もいいと思うんですね。だけど、なぜ民営化という問題が出てくるかといえば、やはりそこに携わる人たちが、俗な言葉でいえば民間だったら首になると。公務員であれば、一回就職すればそういう雇用が安定するというこの中で、民間の人たちよりは働くことに対する厳しさがどうしてもないと一般的に言われるわけで、そこをどう克服するかということが一番大事だと思うんですね。

民間は競争で首も切られる、競争社会であるから倒産もするという、そういう厳しい背景があって、やむにやまれず人々が恐怖感みたいなことの背景の中から緊張感を持ってくるんですけども、それは人間の生き方の中で、僕は余りよくないと思うんですね。それだけ安定し、保障もされたら、より公的に民間の模範となるような働き方ができるかできないかというのが、私は21世紀に向けた1つの課題だと思うんです。それをやらないと、競争社会だけでは、本当に今の地球環境を1つ考えても解決の方向性はないわけですから、本当に私たちがどれだけ公共的な人のためにやるような部分を人間の生き方からどう出してくるかという

たら、それは公務員なり公という環境でなかったらないわけでしょう。そこをやはり泉南市からもそれをつくり出すのにどうするんかという、ただ厳しさと競争すれば、そらされるものは追いやられて目に見えて頑張るかもわかりません。しかし、どっかでそれは大きな矛盾が出るわけですから、困難ではあるけれども、今720名の職員が置かれている立場、原点に返れば本当に奉仕者として市民のために働くという、こういうことが本当に実践できるかどうかということが今問われとるわけですから、そういうことも含めて、やはり単に力で抑える、なんか今の状況の中から追い込んでいくというのではなしに、もっと今の状態を前向きにとらえて、1つの方向性をぜひ僕は市長に出してもらいたい。でないと、この2%を切るというだけの提案では、何にもそこからは見えないし、今わずかな議論をしても、市長からもそれを破るような発想の転換は見えない。大変残念ですよ。

しかし、やっぱり一番そういうことの状況に市長は置かれとるわけですから、720人の職員を抱えて、ほんとにこの職員たちが民間にも見本になるようなそういう働き方、また環境を市民に見える形で出してもらいたいと思うんですね。今の流れからは、絶対いい方向は見えませんが、そら。2人、3人行くのを2人にしたらいいとかね。そら1人減るんだから助かるでしょう。しかし、それは安全という問題、いろんな問題。東京のそういう事故のこともあって、きのうもテレビで言っておりましたけども、余りにも効率性、余りにも採算性を問うばかりに、安全 新幹線が脱線することは全く初めから考えてない。そういう危機管理ということを全く考えなかったら、そら効率がいいですわな。しかし、それはどこかで大きなしっぺ返しが来るということが、今いろんなところで起きとる事件じゃないですか。

そういう点で、市長、大変だと思いますけども、公務員という立場にもう一遍立ち返って、やはり民間でやれない社会的ないろんな問題を醸し出す、そういうものを救う者はやっぱり公務員ですよ。

そういうようなことも含めて、市長、議論をして、もっとほんとに職員が公務員に誇りを持って働くような、そういう職場環境をつくることを提

起しながら、こういう2%問題を私は出してほしかったと、こう思いますよ。僕の意見にしておきますけども、そういう点も踏まえてやっぱりお願いをしたいと思います。

議長（嶋本五男君） ほかに。———和気君。

13番（和気 豊君） るる質疑のやりとりがありましたので、ごく簡単にやっていきたいと思うんですが、今回非常に象徴的に職員の皆さんに対する大変なしわ寄せがかけられる、こういう議案が提案されているわけですが、もう既に8年に明らかにされた行革大綱等によって職員の皆さんへのしわ寄せ、即そのことはひいては市民の皆さんのサービス低下につながっているというように思うんです。

ちょっとお聞きをしたいんですが、市が今回2%のカット、これで人件費を減らすと。そのほかにまだ行革の中で考えておられる点ですね。例えば、職員のいわゆる退職者はそれに見合う数を補充しない、あるいは嘱託で間に合わせるとか、こういうことも同時に考えておられる、こういうふうに思うんですが、その辺のいわゆる市民のサービスに与える影響、これはどのように考えておられるのか。

この点でも職員が痛みを分かち合うといっても、やはりトップの責任と、一般職のトップの提起されたそういう政策的な中身を後生大事に職務として全うしていこうと、こういう立場の人、当然違ってくるというふうに思うんですが、その辺職員の皆さんのやる気が果たしてこのカットによってどの程度起こるのか。

過去、ここは行革がやられてからでもいいですから、その点での職員の……。とりあえずそれだけで結構です。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 和気議員さんの御質問でございますけれども、今回の2%カット以外に人件費の減、その他の考え方でございますけれども、先ほどの質問者にもお答えいたしましたように、今回の2%カットにつきましては、平成12年から14年の3カ年ということで、期限を限定してのカットということで御理解を賜ったわけでございます。

それと、職員の採用につきましても、先ほど申し上げましたように、今後平成18年以降大幅な退職者が出るということの中では、現在まで既に約3%ほど従来から減をしてきておりますけれども、今の状況からいきますと、余り大きく減らすわけにはいかないのではないかというふうに考えております。

今後、先ほどから議論がありました官民の役割分担とか、その辺を含めた中で将来の職員定数のあり方につきましては、議論していかなければならないというふうに考えておりますけれども、職員定数、人数につきましても、今後サービスの低下につながらないような形での配置については、十分配慮した中で検討していかなければならない問題であるというふうに認識をいたしておるところでございます。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 平成8年に行革が提起されたんですが、それから計算ベースでいけば3年間、人件費はわずか1.7%しかふえてないんですね。ほとんど我慢を強いてこられていると、こういうふうに思います。

それから、職員についても平成8年に保母の方が9人ほどおやめになりましたけれども、これについての補充についても嘱託で間に合わせる。こういうことで職員には非常に厳しいそういう抑制、そして市民のサービスの低下につながるような補充をやらない、こういうことをやってきているわけですが、一方やはり公共事業をどんどんやってきたその結果、3年間で平成8年から平成10年の間に16.7%公債費がふえてきているわけですね。まさにこの公債費の伸びこそが財政危機をつくり出した大きな原因である、こういうこともはっきりとしているというふうに思うんですが、そういう点では今後のいわゆる課題といたしますか、そういうことには、当然この公債費の異常な伸び、これをつくり出した借金財政をどう回避していくか。

確かに、15年までは回避をするというふうに言われてるんですが、しかしそれは回避ではなくいわゆる先送りであって、16年、17年ごろにどかっと大きな事業をやるという、不要不急の公

共事業についての抜本的な見直しについては、ほとんど考えておられない。先送りなんです、これははっきり言ってね。そういう点では中期財政展望、これは14年までしか出ていない。15年、16年、17年、非常に市が考えておられる公共事業先延ばし、こういうことについては一切具体的にその考え方は出てこない、こういうことでその点では非常に不安も持つわけですが、その辺のことも含めて、本当に市がどうかじ取りをやっていくのか、この財政危機に対応していくのか。非常に安直に過ぎるような今回の本当に1つの財政危機の大きな柱、職員の賃金カット、こういうことにあるというふうに思うんですね。そういう点では、本当に今日の公債費のこういう増嵩をもたらした公共事業の見直し、これについては基本的に考えておられないのかどうか。

それからもう1つ、人件費の問題についていえば、確かに人もふえています。しかし、それが必要不可欠な人員であれば、これは住民に対するサービスの問題ということで保障しなければならないんですが、しかし問題は既に事業が終わっているというふうに市自身も判断をされている同和行政関係で、果たしてそれに見合うような人員の定数がきちりと整理されたのか、こういう点についても同じような状況で人数がずっと推移している。

現在、他市にはない同和行政を抱えている市として何名かの人員を抱えているわけですが、ちょっと私、原課にお聞きをしたいんですが、例えば同和行政を抱えていない市と比べて、泉南市はこの関係でどれぐらいの人員が、そして實際上その人員を保障するためのいわゆる人件費がどれぐらい支出されているのか、この点についてもお示しをいただきたい、こういうふうに思います。

議長（嶋本五男君） 石橋財政課長。

総務部財政課長（石橋康幸君） 確かに和気議員言われてますように、公債費の増加の件でございますけれども、私ども空港の開港を契機として都市基盤整備の充実に努めてきました。その中でやはり人件費、公債費が大幅に増加したということは、当然そうだと思います。

しかし、その反面、例えば総合福祉センターに

おきましても、年間約10万人の方が利用されます。そしてまた、下水道につきましても、供用開始以来、短期間に約30%の普及率になってます。そういう状況の中で、今後13、14につきましても、当然公債費負担がふえてきますけれども、今言われてますように、私どもお示しさせていただいてますように投資20億円で推移していけば……（和気 豊君「15年まではな」と呼ぶ）15、16年以降は公債費も減少していくということでございますので、よろしくお祈いします。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 先ほど和気議員から2点目の同和行政の関係についての人員配置ということでございますけれども、同和行政だけでなく、人権推進部の中では人権問題、女性問題等を含めた中で、現在、職員を12名配置しているところでございます。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） ちょっと答弁漏れがあるので、議長よろしくお祈い申し上げます。

議長（嶋本五男君） 和気君、指摘してあげてください。和気君。

13番（和気 豊君） 私は、いわゆる同和推進というふうな人権推進部の話だけを聞いたのではなくて、いわゆる同和行政全般にかかわって他市では本来そういう事業をやる必要のないところと比べて、どれぐらいの人数を確保しているのか、それにかかる人件費はどのぐらいなのか、こういうふうに聞いたわけです。そしてなお、同和対策事業をハードな面では終結を一定見ていると、そういうことも言われているわけですから、この辺の削減については、過去されたことがあるのか、今後どういうふうにされていくのか。既に7年度には終わっているわけですから、8年3月31日で終わっているわけですから、それから既に丸3年経過しているわけですから、その辺はどうされたのか、その辺は削るべき対象に入らないのかどうか、この辺もお聞きをしているわけです。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 今、和気議員さんの再度の質問でございますけれども、同和施策についての他市との人件費の比較についてはいたして

おりません。ですから、きょうここでお示しする数字というのは持っておらないということで、御理解を賜りたいと思います。

議長（嶋本五男君） 大浦人権推進部長。

人権推進部長（大浦敏紀君） 同和問題の件でございますから、私の方から説明させていただきたいと思います。

まず、各事業につきましては、議員御指摘のようにハード面につきましてはの事業については、終結しているということでございます。ただし、個人給付的の事業につきましても、大阪府なり府補助金にいくなり市単独事業として、元来個人給付事業を行ってまいりましたが、すべてこれは行革ではなしに、すべての部分について関係諸団体とも協議を行いまして、段階的の見直しとか廃止等を実施させていただいておりまして、平成14年にはほぼ見直しができるものだというように考えております。

以上です。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 14年には一応個人給付についてはすべて見直しが完了すると、こういうことで事業についての廃止の方向も明らかになっている。しかし、それに見合うような体制の問題についての処理については、一切考えておられない。同和行政が終結をしてからもう丸3年に国の法令ですね、法律が整理されてから丸3年になるわけですが、その問題については、いわゆる考え方の中にないと、こういうことで……。

それから、公共事業の抜本的見直しについては、これは財政課長からお示しがあったんですが、16年、17年に市の計画では集中をします。30億ぐらいの仕事が集中する、一般財源だけでね。それが必要になるということは明らかなんですから、その辺の見通しですね。これは職員にこれだけのしわ寄せをするわけですから、市民のサービスにも影響するわけですから、当然職員にも市民の皆さんにも、今後いわゆる先送りするこの事業についての抜本的見直しについてはどうするのかと、こういうことについては、ひとつ明らかにする必要があるだろうと、こういうふうに思いますよ。

同和行政についても、その整理に向けてこの面でのいわゆるスリム化をどうするのか、こういうことについても、1つは市の大きな、これまで事業をやってきた中で、17%近い事業を昭和44年から三十数年間の間にやってきて、その中に占める割合がそうなるわけですから、そういう点では、その点の見直し、これは市民に対してもはっきりと披瀝する重要なポイントだろうというふうに思うんです。

そういう点で、この点についての御答弁、再度お示しをいただきたい。

議長（嶋本五男君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 御指名でございますので、御答弁をさせていただきます。

同和事業につきましては、先ほどお答えをさしていただいたとおりでございます。順次見直しなり縮減をやっております。

それと、公共事業の見直しという点でございますけれども、とりわけ15年度以降に一般財源ベースで30億というふうなお話もございましたが、私は根拠がよくわかりませんが、そういうのを単年度にできるはずもございません。

したがって、15年度以降につきましては、先ほど申し上げましたように、いろんな我々としての事業としての課題があるのは承知しておりますが、その中で規模の縮小あるいは補助制度の活用等、効率的な事業執行に努めてまいりたいというふうに考えております。

その時点の、なるほど中期財政展望につきましては、平成14年度までのある意味で展望しか示しておられないわけですが、毎年毎年財政というのはいろんな制度の変更も含めまして事情変更がございますので、毎年ローリングをしながらやっていきたいというふうに考えております。その時点で、一定の時期が来た時点で15年度以降についての事業、これについては精査をしてみたいというふうに考えております。

以上です。

議長（嶋本五男君） 和気君。

13番（和気 豊君） 私は重要な点が、ほんとに市民に示すべき、また議会に披瀝して当然のそういう具体的な見直し案が提起をされる、そして

その中で職員に我慢をしていただく、こういうことも示すべきであって、今日に至ったそういう背景、今日の財政危機をつくり出した背景、そのことを明らかにし、その処理をまさに数字的に明らかにして、それと同時に本問題も提起をされる、これがあるべき姿だろうと。職員には我慢を強いるけれども、しかし市財政を今日に追い込んだその全面的な処理については、これから後に考えるということでは、これは非常に職員に対して申しわけない、こういうふうに思いますし、職員を減らす、職員に賃金カットをするということが即市民のサービスにも影響していくわけですから、市民にも申しわけない、こういうふうに思います。

そういう点で、この点が明らかにしていただけないということについては、非常に残念だということで意見を申し上げて、私の質問を終わります。議長（嶋本五男君） ほか。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——
—小山君。

2番（小山広明君） ただいま議論のありました一般職の2%給与を引き上げる議案に対して、反対の立場で討論をさせていただきます。

市政存亡の危機にあると、そういうときにきちっとした未来への展望が示せない中で、このような方策をとるということは、ますます働く者がやる気を失うということしかないわけであります。

私は、こういうときこそチャンスでありますから、戦後右肩上がりとし市長自身も言われとるわけでありますけれども、そういうことに対応してきた市の組織、そういうものをやっぱりきちっと変えていく。これは泉南市だけではなくに日本全体の1つの課題でありますから、こういう6万4,000市民という基盤の中から、地方自治体が本当に希望のある、そして日本の混迷する問題を解決していくような、そういう発信をするようなことが大変今必要だろうと思います。暗くなることだけの問題ではなしに、人間の知恵には限りないものがあるわけでありますから、そういう点で私は今回の問題の対応の仕方は全く評価できない。やはりこれからは、自然、環境というものを考えたときに、右肩上がりの発想で景気を回復してい

くということは、全く不可能であります。

そういう点で、人間も自然の中の1つの生き物だという視点に立つならば、もっと私たちの生き方というのは変わってくるだろうと思いますし、そういう点で720名になろうとする公務員の皆さんがこのまちの牽引車として本当にやる気を出していくということになれば、私はこういう状況に至ったことは、大きなチャンスではないかと思えます。

そういう点で、行政マンとしての発想ではなしに、市民一人一人に選ばれた市長として、やはり政治家として、ひとつこの状況の中で希望の持てるような施策を出した中で、職員の給与という問題を考えるべきだと、そのように思いますので、議員の皆さんも直接市民に選ばれたそういう立場であるということを考えるならば、この議論の中から新しい結論、展開ができるためには、今出されてきたこのまま同じ姿勢をただらと続けるような行政のあり方についてはきちっとした歯どめをしていただくためにも、この議案に反対していただくことを心からお願いを申し上げます。

議長（嶋本五男君） ほか。——和気君。

13番（和気 豊君） ただいま提案されました議案第4号に反対の立場から討論をさせていただきます。

問題は、転嫁すべきでないところへ転嫁をし、財政危機の本質である開発至上主義を見直すどころか、平成15年まで少しの間抑制をし、平成16年には一気に押し上げていく、こういう方向がはっきりとしています。にもかかわらず、その見直しに対しては明言を避けられる。そして、職員にはしわ寄せを、そしてそれを通して市民にはサービスの低下をもたらす、このようなことにつながっていく2%の今回の職員への賃金カットには賛成できません。

ふだんの組織の効率化を図ることは重要であります。しかし、自治体本来の任務が住民の福祉、健康、安全を守ることにある以上、そのために必要な人件費が一定の割合を占めることは当然であります。この人件費を削減し、一方では同時に福祉を削る、このようなことにつながっていく今回の議案には反対の立場を明確にして、発言を終わ

ります。

議長（嶋本五男君） ほかに。——北出君。
21番（北出寧啓君） 公論を展開しろということもございまして、反対ばかりがございまして、賛成の立場をもって発言さしていただきたいと思ひます。

一般的に原因は、確かに真砂議員が指摘されたように、執行部、理事者 今は理事者とは言わないですけども、公債費の問題、人件費の問題、扶助費、総合した枠組みの中で、これまで行政改革大綱が3年間において遂げられてこなかったということに対しては、我々は改めて第2期行政改革大綱という、具体的な提案は継続でしょうけれども、改めて決意をしていただいて、今後行財政改革の根本的な再建に対して取り組んでいただきたいということから賛成討論をいたしたいと思ひます。

ただ、問題点は、助役の発言がございましたように、民営化の問題あるいは幼稚園、保育所の統合の問題、こうした問題は何年にもわたって提起され、行政当局も断行すると、改革すると、踏み込むという形の発言が何年かにわたって行われていたにもかかわらず、現象面では全くやられていないということに対しては、厳しく行政当局がみずからを律していただいて、改めて行財政改革に取り組んでいただきたいと思ひます。

そして、市長がおっしゃられるように時期が問題であると。今は空港関連で基盤整備、公共事業を大胆に展開するということが緊急の課題であると、まさに時期をつかんで放さないということなんだと、そういうおっしゃり方もよくわかります。

ただ、問題点は、同時に考えていただきたいのは、経常経費100を超えということ、一般施策が全くできないということから、この辺は市民に痛みを持ってもらわなきゃならないということを肝に銘じて、できる限り時期を逸しないと同時に、市民生活にかかわる施策をより枠を広げて拡大していただきたいことを希望して、賛成討論にかえさせていただきます。

以上です。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第4号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶋本五男君） 起立多数であります。よって議案第4号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第9、議案第5号 泉南市職員旅費条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第5号、泉南市職員旅費条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

現在、本市といたしましては、行財政改革を積極的に推進をし、健全財政に向け鋭意取り組んでいるところでございますが、今回その一環として、平成12年4月1日から公務における出張に際して支給される片道50キロメートル未満の日当を廃止しようとするものでございます。

この措置の影響額につきましては、先ほども少し申し上げましたが、年間約150万円でございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありますか。——大森君。

5番（大森和夫君） 財政難の折で、税金の使い方に対して市民の皆さんも厳しい目で見てると思うんですけども、こういう規定は厳格な運営が大事だと思います。外によく出られる職員さんは、やっぱりカットの影響を受けますでしょうし、そういう意味では市民にとっても職員にとってもわかりやすい、そういう規定でなくてはならないと思ひます。

それで、1つお聞きしてますけども、50キロメートル以上の場合は、公用車であっても日当が

出るんだと思うんですけども、公用車利用で50キロ以上の場合、例えばどこまで行ったとか、何キロのところまで行ったとか、そういうのがはっきりわかるような日誌というか、資料というか、そのようなものはどのように準備されてるのか、お答えください。

議長（嶋本五男君） 橘人事課長。

市長公室次長兼人事課長（橘 正三君） 公用車の場合、当然運転日誌をつけておりますので、走行距離でどれだけの距離を走ったかというのがわかりますので、それによりまして当然50キロを超えれば日当は出るという形であります。50キロ以下の場合、日当は出ないということです。ただし、これは片道50キロということでございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） これはやっぱり運転日誌がきっちりつけられていて、それが市民にも職員にもわかるということが大事だと思います。

1つお聞きしますけども、昨年度の第2回市議会の定例会の中で、運転日誌が数年間にわたりきっちりつけられていないということがありましたけども、そういうときはどのようにこういう50キロ以上か以下か、それからどういう日当の計算をされていたのか、ちょっとお答えください。

議長（嶋本五男君） 橘人事課長。

市長公室次長兼人事課長（橘 正三君） もし距離数をつけ忘れたとかそういうことが起こりました場合は、当然地図上で経路等を聞き取りいたしまして距離は確定できると考えておりますので、そういう形で確定して支給いたしたいと考えております。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 大森君。

5番（大森和夫君） 先ほど橘さんがお答えになられたように、きっちりした日誌をつけて市民にも職員にも明らかにできるようにしとくというのが当然の答え、これはもう当然のことだと思います。

以前につけてなかったときには、どうされていたのか。推定で払われていたのか、今後の問題も

ありますので、そのときどのようにされていたのか。数年間にわたってずっと運転日誌がつけられなかったというふうにお答えなので、もう一度きっちりお答えください。

議長（嶋本五男君） 橘人事課長。

市長公室次長兼人事課長（橘 正三君） 以前からの場合につきましても、当然出張伺い等もございまして、場所が当然特定できますので、距離数が具体的に何ぼというのは、計算して出せるということでございます。

以上です。

議長（嶋本五男君） 大森君。4回目ですので、もう1回だけですからね。その点、まとめてください。

5番（大森和夫君） はい。冒頭にも言いましたように、痛みを分けるという点で、この条例によって、外出が多い方とか、旅費がカットされる方もあるんで、痛みを分けるという点では、こういう問題は一点も曇りがないようにしていただかないと、ほんとに市民からも職員からも公用車使って距離はつきりせえへんやないかということになれば大問題になりますので、以前のことも含めて、これからのこともきっちりしていただくということで、それだけ決意というか取り組みについてお答え願えれば、それで結構です。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 大森議員言われたように、当然4月1日から情報公開条例も施行されます。ですから、やはり公金でございますから、きちっと裏づけのある形での支出ということで整理はしたいというふうに思います。

議長（嶋本五男君） ほかに。——南君。

11番（南 良徳君） 今回、出張のいわゆる日当の支給の廃止ということで、この提案理由の中に出張という字句になってるんですね。

私、以前からこの旅費条例について気になっていたことが2点ほどあるんですが、別表の第1では旅行となっておりますし、条例の中では1条、4条等、旅行という表現になってるんですね。別表第2については、これは日帰りということで出張という表現になってるのかなという気はするんですが、こういった改正の機会をとらえて、他の条例

の案文等、あるいは内容、字句ですね。そういったものを精査されてるのかなというふうに思うんですが、私の感覚では、旅行といえますと、辞書でもいわゆる観光とか慰安が主なものと。

当然、旅することも一般的には旅行ですし、この条例ができたのが昭和31年ということで、この当時はそういう形でもよかったのか、あるいはどういった経過でこういう旅行ということになってきたのか、その辺まで私ちょっとわかりませんが、いずれにしても今のこの時点で、果たしてこういった旅行という形で適当なのかどうか1点です。

それと、第8条で航空賃、いわゆる飛行機の運賃についてあるんですが、これについても飛行機の場合、市長の許可が要ると。原則飛行機ではないというふうに私は解釈するんですが、今この関空ができて東京 - 大阪のシャトル便が飛ばうという時代に、果たしてこういった形でいいのかどうか。我々も行政視察等行かしていただきますが、その中身もこの旅費条例によってやられてるわけですので、その辺も含めて、果たしてこういうことがいいのかどうか。

だから、こういった字句だけで条例改正というわけにもいきませんし、他の条例もいろんな箇所でも問題点というんですか、若干時代おくれ的な文面、文言があると思いますが、私はこの改正という機会をとらえて、他のそういったものも精査する必要があるというふうに思いますので、そのあたりの見解も含めてお答えいただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 今回の改正は、別表の2ですね。50キロ未満についての改正に重点を置いた中での改正ということで、他の案文とか条文についてまでは、ちょっと検討はしておらなかったということでございます。

今、南議員から御指摘がございました。今後、当然宿泊なり遠距離の場合の関係につきましても改正しなきゃいけない時期が来るんじゃないかというふうに考えておりますし、今後ともその辺については、いろいろと研究をした中で、次の機会をとらえて精査すべきは精査するという形で進め

てまいりたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたいなと思います。

議長（嶋本五男君） 南君。

11番（南 良徳君） 今回は他のところについては検討していないということで、それはそれで了解としますが、私、申し上げた例えば具体的に旅行という字句なり、あるいは第8条については検討の中に入れていただけるのかどうか、その辺再度お答えいただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 先ほど申しましたように、今回は別表2のみということでございます。今後、不適切な表現とか、時代にそぐわないような表現等があった場合、それは調査検討した中で、次回の改正の中では精査していくという考え方でございます。

議長（嶋本五男君） 南君。

11番（南 良徳君） この旅費条例は、今お答えいただきましたので結構ですが、今後各議会において、条例改正がいつもかなり出てきますので、新しい、今回のように介護であるとか、いろんな問題は別にしまして、かなり時間的に経過をしている、昭和30年代あるいは40年代のそういった条例については、改正の時点をとらまえてこれと同じように精査もしていただきたいということをお願いいたします。

議長（嶋本五男君） ほかに。———小山君。

2番（小山広明君） いわゆる経費節減の一環で出されてきていらっしゃるんですが、これはほかにも全部見た中で、これは最終の提起ということではないんでしょうか、位置づけ的にね。

それから、これ旅費と書いてありますけど、実費じゃなしに日当ですね。給料をもらって、また行ったら日当をくれるというような、この整合性はどうなんでしょうかね。こんなことは、一挙に廃止しても私はいいんじゃないかなと思うんですね。さっきも給与議論がありますけれども、生活費ですね。しかし、一方でこういういろんなものが出てくるから、公務員の給料というのはなかなか見にくい。本給と手当とが同じぐらいの金額で出てくるから、一体どれぐらい実際にもらってるのか。僕らの場合は、50万ですぐわかるんですよ。

もうそれ以上出てないわけですから。市長も91万、今回下がりましたが、市長なんかも一具体的にはどれぐらいの収入を持っとるか、全然我々はわからないんですけどもね。

そういう点でなかなか見えないんで、こういうもう複雑な出し方ではなしに、日当なんていうことは、これはちょっと一般市民も出とると思っないし、僕も議員になるまでは思っておりませんでしたし、500円ぐらいもらっておったから、余り問題意識を持たなかったんですけどね。しかし、もらっとることについて変わりがなくて、こういう日当的なことは、給与をもらっとるんですから、一挙に廃止するということは提起できないんでしょうか。僕はするべきだと思んですけども、いかがですか。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 今回、50キロ以内の日当について廃止ということで提案をさせていただいておるんですけども、過去から比べますと、交通網の発達とか、やはり50キロ以内の出張については、時間が短くなってきたということの中で、出張する方の経費もそんなに必要ないだろうということで提案をさせていただいているわけでございますけれども、遠距離に行く場合、やはり出張者についても不測の事態等の問題もございまして、経費もかかってくるということが予測されるということで、また各市の団体もそういう考え方だというふうに思っておりますけれども、やはり個人出費もかさむということの中から、今回は見直しを見送ったということでございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 理由を聞いとると、ほかもやっとなし、前からやっとなしと。これぐらいの理由しかないんですね。経費かかるといったって、経費かかるけど、ちゃんと給料をもらっとるんですからね。別にこれはもう意味づけになりませんので、これはやっぱり早急に廃止すると。2%の給料カットよりも、こういうものを全部廃止したらいいんじゃないですか。どれぐらい出とるんですか、給料以外に。一般的に予算書を見ても、旅費というのは3,000万出てますね。その前が2,900万ですから、減ってはきとるんですけどね。

旅費、こういうものの廃止はできないんですか、泉南市は。2%を切るよりは、私は切りやすいと思うんですよ。どうなんですか、これ。理由になりませんか。

あなた方、不測の事態とか遠いとこ行ったら金が要るとか、個人の負担、これは給料をもらっとるんだから、不測の事態については、それは公的な補償はあるわけやから、全くそれは理由にならないので、そういうようにした方がいいと思うんですが、それは市長のリーダーシップでできないんですか、市長。市長かておかしと思うでしょう。ずうっと公務員をされておったから当たり前と思っているかもわかりませんが、給料以外にどっか行ったら日当が出ると。これは、流域下水道の組合では廃止になりましたね。議会に出たら2,000円……（発言する者あり）廃止になりましたよ。流域下水道の南部ではなかったでしょう。なかったからね、議論されれば、あのときも全会一致ですぐなつたんですよ、議会でね。

そういうので、やっぱり中身がわからない部分があるので、こういうものについては一般常識に合わせて、全部精査をして一挙にポンと出すと。これ、50キロ以上になったら出とるわけでしょう。50キロ以上は、今でもね。

そういうことで、ひとつこれは市長のリーダーシップしかないと思うんで、ほかの職員はずっとやってきたからなかなか自分の代にそんなきついことはでけへんなと思っいらっしやると思っますので、市長、ひとつ政治家は4年しか命ないわけですからね、我々はお互いに。ほかの公務員はずっと定年までいますからね。だから、そういう点では4年で結論を出すという意味からも、こういうものは一挙に廃止をしますと、そういうことでどうですか。

議長（嶋本五男君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 旅費全体で3,000万ほどという御意見がございましたけれども、今回50キロ以上についての日当を出すと言いますけれども、遠距離については数は知れてるんですけど、現実には遠距離、特に東京等も日帰りもございませぬ。そんな中で、やはり役所に対しても連絡もせなかん場合も起こりますし、その辺の個人的な

経費というのがかかってくるわけでございますから、やはり遠距離については日当を当然支給していかないと、職員等も出張にも行ってもらえないという状況が起こります。

今回、50キロ以内というのは、半日でも行って帰ってこれる範囲でございますから、ほとんど経費もかからないだろうということで50キロに限定をしたわけでございますので、その辺御理解を賜りたいと思います。

〔小山広明君「市長、どうですか。担当者はそう言ってらっしゃいますけど。市長がうん言わなでけへんのと違う」と呼ぶ〕

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 一定遠距離については必要だというふうに思っております。50キロ、わかりやすく言えば、例えば府庁ぐらいですね、ということについては、それは辛抱していただこうと、こういう考えでございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） これぐらいは、自分の給料も1割カットし、職員の本給まで手をつけたわけですから、私は順番からいえば、こういうものにこそまず手を入れないと、一体市長のこの財政問題に対応する姿勢というのは、余り説得性が私はないなと思います。ほかにいろいろ手当がついておりますね。こういうやっぱり本給以外のものをまず切って、私は襟を正していくべきだと。これはだれも理解しないですよ、日当なんてもらうということはね。給料渡してないんだったら、そら日当を払わないかんでしょうけども。そういう点で強く要望をしときます。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。——
—小山君。

2番（小山広明君） 温かい御声援をいただきまして、討論をさせていただきますが、本当に議論してよくおわかりのように、本給に手をつけるまでにこういう市民の全く理解できないようなものをいまだに残しておると。市長も近いところは辛抱していただきますけども、遠いところにはという答弁がありましたけども、そういう姿勢では、

本当に市民に今痛みをわかっていただくという言葉とは、実際やっておることはかなりずれておるなど。市長もずっと職員されておったわけでありますから、もう少し市民の感性というものを踏まえた議案の提案をしていただきたいと思いますし、これぐらいは議員の皆さんにも御理解いただけるとは思います。ぜひこういうものの廃止だけではなく、全体を見直した中で、きちとした行革に対する姿勢を行政に求めるためにも、この議案に反対していただくことをよろしくお願いをいたします。

議長（嶋本五男君） ほかに。——以上で本件に対する討論を終結いたします。

これより議案第5号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（嶋本五男君） 起立多数であります。よって議案第5号は、原案のとおり可とすることに決しました。

3時40分まで休憩いたします。

午後3時 8分 休憩

午後3時42分 再開

議長（嶋本五男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの議案4号の中、島原議員の質問中の答弁に対しまして理事者の方から訂正を求めていますので、これを許可いたします。橘人事課長。市長公室次長兼人事課長（橘 正三君） 先ほどの島原先生の御質問の中で、組合費のチェックオフにつきまして、本市におきましては条例ではなく、組合との協定のもとで行っておるということで答弁いたしました。先生御指摘のとおり、本市の一般職の職員の給与に関する条例第12条の2に規定しておりまして、それを適用しておりますので、おわびして訂正申し上げます。

議長（嶋本五男君） 次に、日程第10、議案第6号 泉南市印鑑登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案書を朗読させます。

議会事務局次長（馬場定夫君）

〔議案書朗読〕

議長（嶋本五男君） 理事者から提案理由並びに内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま上程されました議案第6号、泉南市印鑑登録及び証明に関する条例等の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

民法の一部を改正する法律が平成11年12月8日をもって交付され、従来の禁治産、準禁治産の制度にかわる成年後見制度が平成12年4月1日から導入されることに伴いまして、泉南市印鑑登録及び証明に関する条例のほか2つの条例におきまして、禁治産、準禁治産の制度上の用語を引用している部分について改めようとするものでございます。

簡単ですが、説明とさせていただきます。御承認賜りますようお願いを申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより質疑を行います。質疑はありますか。———小山君。

2番（小山広明君） 至って簡単な説明で、表現の変更とかいうようなことからそういうことをしたんだと思うんですが、ここに禁治産者またはというのを成年被後見人というように改めたということで、これは呼び方的にやや問題があるということに変えたのか、その辺の経緯は、やはりこういう禁治産者ということで我々今まで議論してきたわけですから、それがこういう成年被後見人という形に変わったということの改正の意味ですね。ちゃんとしとかなないと、改正されても我々また禁治産者とかいう表現で議論する可能性があるんで、この辺の改正の経過について御説明をしていただきたいと思います。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 小山議員の御質問でございますが、まず禁治産者から成年被後見人に改めたものでございますが、これにつきましては、精神上的障害により事理を弁識する能力を欠く者のごとくございまして、小山議員御指摘のとおり、呼びようが悪いので変えたのかという質問もあったわけでございますが、内容といたしましては、従来の禁治産及び準禁治産者は、本人の能力がなくなり保護を要する状況になってから、関

係者の申請、申し立てによって後見人、被保佐人が選任されたわけでございますが、この改正の4月1日以降につきましては、自己決定権を重視する立場から新しい後見が重視され、任意後見であるという考え方から、意思能力のあるときに自分の希望を表明し、能力がなくなった後も本人の意思を尊重して、支援に当たるという方法に改められたものでございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） もう少しかいつまんでわかるように説明いただきたいと思うんですが、それはどういうことなんでしょう。もともと禁治産者という表現は依然として残るわけですか。そして、新たにそういう自分の意思を自分で決定できなくなることに對して、以前は自分の意思をちゃんとあらわすことができた。そういうときにやっとなった意思を、もしそういう意識なりそういうことがなくなったときに、その後見の方が以前のちゃんとしたというんか、そういう自分の意思表示をしとったときのことを尊重して、その人にかわって行為なりをすると、こういうように変わったというように私は受け取ったんですが、そういう意味なのか。依然として禁治産者ということで今まで語られてきた存在ですね。存在は依然として残っておるのか。

その辺、もう少し一般社会で通用するような概念にちょっと言うて下さいよ。でない法律用語だけ説明されたように思うのでね。私は、今あなたが言ったことの説明の中ではそういうふうには受け取ったんですが、そういうことなんでしょうか。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 再度の質問でございますが、旧法によりますと、先ほど言いましたとおり禁治産者並びに準禁治産者等の表現があったわけでございますが、新法によりそれが成年被後見人及び被保佐人に改められたということでございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） 私、自分のあなたが言った

この理解を言うて、それでいいのかということも含めて聞いてもらいますから、それでいいとか、いや間違ってるよとか、ちょっと言うてもらわんと、今同じことを繰り返したんじゃないでしょうか。具体的にはどうなんですか。一般にこういう今まで禁治産者と言われとった人に対しては、すべてこういうふうに成年被後見人、成年ですから大人ということでしょうね。後見される者、大人の面倒を見てもらう者という意味に聞こえるし、後の方は被保佐人やから保佐してもらう人と、こういう意味にとれるんですけどね。具体的にどういように変わったんですか、内容的に。全く字句が変わっただけじゃなしに、意味づけも変わったし、禁治産者ではやっぱり十分表現できないようなものが今の時代の中で出てきたから変えたんじゃないんでしょうか。

ちょっと明確に、余り質問もこういうことでは繰り返したくないんで、もう少しこういう改正の中でどういようにこういう方たちに対しての認識が社会的に変わったのかということが重要なのでね、これからこれが機能してくるわけですから、わかるように御説明をいただきたいと思いますが。

議長（嶋本五男君） 白谷市民生活部長。
市民生活部長（白谷 弘君） 小山議員の質問にお答え申し上げます。

旧法によりますと、現在までは財産保全を主たる目的としておったわけですが、新法で変わりました後は、まず1点目といたしまして、障害を持つ人を差別することなく、可能な限り今までと同様の生活を保障していくということであり、今までは能力を剥奪しての保護であったものを能力を奪わずに支援するという考え方に変わってございます。

2点目といたしまして、自己決定権の尊重でございまして、第1に、能力が低下した場合にもその人の残存能力を活用しようということであり、2点目といたしまして、能力のあるときには能力喪失後の自己決定をあらかじめ事前にしておけるということでございます。

大きな3点目といたしまして、身上保護の重視でございまして、財産の保全だけではなく、その人の生活支援、自立支援を重視することであり、

生活の質の向上を目指す成年後見の制度でございます。

以上でございます。

議長（嶋本五男君） 小山君。

2番（小山広明君） だから、そういう説明に対して、白谷部長自身がこれは実はこういうことだと、こういう答弁が欲しいんですよね。それはもう書いてあるところをずっとずらずら読んで、法律ですから1つでも瑕疵があったらいかんようになってくるからものすごく複雑になると思うんですよ、法律というのはすべてね。

それを一般社会でそれはどういうことなんだというときに、あなたはこれはどういうことなんですよという説明をいただかないと、わかったみたいなわからんみたいなことで我々は採決せないかんので、もうちょっとそれは一体どういう——僕は今聞いたことによると、禁治産者というものに我々持っていたイメージが、禁治産といたら一部能力が残ってる人もおるし、100%なくなった人もおるし、さまざまだと。基本的にあるのは、その人にも人権はあると。どんなことになっても人権があって、存在そのものは認めようとするところに、その人の能力状態をあらわす表現ではなしに、そういう状態を だから、そういう人に対して後見人として支えなければいけない状態、支える側の表現になつてでしょう、こっちは、成年被後見人ですから。だから、支えられる側の状態によって規定してしまうんじゃないし、そういう人をちゃんと社会的に生活が維持できるようにする支える側の表現に変わったんじゃないですか、この言い方でいえば。

だから、この法律の改正というのは、我々の意識を変えるように私聞いてって思うので、そこをちょっと明確に法律改正の意味はこうだということでは、それはあなたの説明を聞いて、ここの字を見て私感じるんですよ。そういうふうにちょっと明確に変化を だから簡単に言うならば、面倒を見られる側の視点で書いてあった法律を面倒を見る側に直したんだと。そういうことじゃないですか、これを言ったら。それはかなり大きな変化ですからね。

そういうふうにちょっと具体的にポイントを言

うてください。ずらずらっと説明をいただいてもわかりませんよ。こういう問題で余り議論したくないので、もう少しこういうときの説明については、かみ砕いて市民がわかるような説明をちゃんと法律の改正の趣旨説明の後にはやってくださいよ。でないと、なかなかわかりませんよ、何でも。そういうことをぜひ全体的な議案提案についてもお願いをしておきたいと思います。

そういうことで私の理解に間違いなければ、もうこの件はここで終わっておきますけども、間違いのないなら間違いないと、ちゃんと言うてください。

議長（嶋本五男君） 遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） 言葉の中身は、先ほど来部長から御説明をしておるとおりでございますが、ちょっと理解として違うかなと思うのは、禁治産、準禁治産といいますと、人権上の配慮も確かにあると思います。それはもう決めつけという、その人はもうだめだ、能力はないんだという決めつけの仕方ともとれよるような言葉であります。

それを成年被後見人、成年被保佐人とするのは、まず成年がありきで、ただし後見をされる立場にある方、あるいは保佐をされる立場にある成年ですよというところで、一人の人間としての人格というものを尊重していると。一言でいえば、そういう精神的なものだと思います。法律上の問題については、先ほど部長が説明したとおりでございます。

議長（嶋本五男君） ほかに。———以上で本件に対する質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。———討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり可とすることに決しまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって議案第6号は、原案のとおり可とすることに決しました。

次に、日程第11、議案第7号 泉南市介護保険条例の制定についてから日程第15、議案第11号 泉南市国民健康保険税条例の一部を改正す

る条例の制定についてまでの以上5件を一括議題といたします。

ただいま一括上程いたしました議案5件につきましては、いずれも議案書の朗読を省略し、理事者から順次内容の説明を求めます。遠藤助役。

助役（遠藤裕司君） ただいま一括上程されました議案第7号から議案第11号につきまして順次御説明を申し上げます。49ページからでございます。また、別途資料も御配付をさせていただきますので、御参照願います。

まず、議案第7号の泉南市介護保険条例の制定についてでございますが、平成12年4月1日より介護保険制度が始まりますので、介護保険の実施に関する基本的な事項を定め、円滑な制度導入を図りますため、本条例を提案するものでございます。

内容といたしましては、51ページから59ページでございますが、まず第1条で条例の趣旨、第2条で平成12年度から平成14年度までの各年度において60歳以上の第1号保険者に課する保険料について、所得段階別に5段階に区分をする規定をいたしております。第1段階は2万1000円、第2段階では3万2000円、第3段階では4万2000円、第4段階では5万3000円、第5段階では6万3000円の区分となっております。

次に、第3条で保険料徴収のうち普通徴収に係る納期、納期ごとの端数の処理について規定し、第4条で被保険者の資格を取得あるいは喪失などの異動をした場合の保険料の算定について規定をし、第5条で保険料の通知、第6条で督促手数料、第7条で延滞金、第8条で徴収猶予、第9条で保険料の減免について、第10条で第1号被保険者に対する申告義務、第11条から第13条では罰則の規定を行っております。

次に、附則でございますが、第1条に施行期日、第2条以降には介護保険の円滑な実施のための特別対策にかかわる特例を定めたものでございます。

以上、簡単でございますが、第7号についての説明とさせていただきます。

次に、61ページからでございますが、議案第8号、泉南市特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、介護保険制度の

実施に当たり、事業経費の予算措置を行う必要から本条例を提案するものでございまして、その内容といたしましては、63ページでございますが、第1条第7号として介護保険事業特別会計を加えるものでございます。

次に、65ページからでございますが、議案第9号、泉南市介護保険円滑導入基金条例の制定についてでございますが、介護保険法の円滑な実施のための特別対策が平成11年11月に示され、第1号被保険者の保険料を平成12年4月から9月までの間徴収しないこと、及び平成12年10月から1年間、第1号被保険者の保険料を半額にするもので、国がこの保険料の減額分について臨時特例交付金として財源補てんすることになっており、この交付金を事業経費の財源に充て、円滑な事業運営を図るため基金を設置する必要から、本条例を提案するものでございます。

その内容といたしましては、67ページでございますが、第1条で設置の目的、第2条で基金として積み立てる額、第3条で基金の管理、第4条で基金の運用益金の処理、第5条で基金の繰りかえ運用、第6条で基金の処分を定めるものであり、公布の日から施行するものでございます。

次に、69ページからでございますが、議案第10号、泉南市介護保険給付費準備基金条例の制定についてでございますが、介護保険の保険料の設定につきましては、平成12年度、13年度、14年度の3カ年で推計いたしました介護保険サービス費用の額をもとに算定をされており、このことから平成12年度の事業経費に余裕が生じ、平成14年度の事業経費では、不足が生じることも予想され、その場合には平成14年度の不足を平成12年度の余裕で賄うといったこととなります。こういった中期的な財政運営を行うことになっておりまして、その受け皿として基金を設置する必要から本条例を提案するものでございます。

その内容といたしましては、71ページでございますが、第1条で基金の設置目的、第2条で基金として積み立てる額、第3条で基金の管理、第4条で基金の運用益金の処理、第5条で基金の繰りかえ運用、第6条で基金の処分を定めるものであり、平成12年4月1日から施行するものでござ

います。

次に、議案第11号、泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明を申し上げます。議案書の73ページから80ページとなっております。

提案理由でございますが、平成12年4月1日から実施されます介護保険事業につきまして、国民健康保険の加入者のうち、第2号保険者が納付する介護保険税が課税されることとなりますため、現行の国民健康保険税条例に所要の措置を講じる必要から本条例を提案するものでございます。

改正の内容でございますが、現行国保制度の医療部分に介護保険部分加わることによりまして、介護保険部分に対する保険税の算定基準等を定める改正と、この条例に関連して条例内容に変更が生じますことから、条例の整備を行う改正でございます。

具体的な内容でございますが、現行の医療保険部分につきましては、現行の課税割合を置くことといたしております。介護保険税の課税割合につきましては、79ページでございますが、現行の条例第5条の2の次に4条を追加し、第6条は介護納付金に係る所得割の算定基準で、市民税額に100分の60を乗じる割合となっております。第7条は資産割額の算定基準で、固定資産の土地家屋に係る税額に100分の4.9を乗じる割合でございます。第7条の2は、被保険者均等割額の規定で、被保険者1人につきまして5,760円の課税割合です。第7条の3は、世帯別平等割額の規定で、1世帯について3,600円を課税する割合となっております。

恐れ入りますが、76ページにお戻りを願います。76ページ下段から77ページにかけてでございますが、第9条の改正は国民健康保険税の減額規定で、低所得者に対する政令軽減、これは均等割額、平等割額に対する6割または4割軽減ですが、政令軽減が介護保険部分についても対象となりますので、この規定に関する部分が追加されたことによる改正でございます。

第1号に規定する均等割額に対する6割軽減の額が被保険者1人について3,456円で、世帯別平等割額に対する6割軽減額は、1世帯について

2,160円となります。

第2号に規定する均等割額に対する4割軽減の額については、被保険者1人について2,304円で、世帯別平等割額に対する4割軽減の額は、1世帯について1,440円となります。

他の改正につきましては、介護保険部分の規定の改正に伴う条及び項等の改正と、文言等の整備を行うものでございます。

以上、議案第7号から第11号までを簡単に御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（嶋本五男君） これより一括して質疑を行います。質疑はありませんか。——松本君。

6番（松本雪美君） 介護保険制度が導入されると、そういうことが決まってから国も地方自治体も長い間いろんな論議を重ねてきたところですけども、泉南市でも今度のこの介護保険にかかわる条例が一括で提案されたら、こういう状況のもとで、これは私にとっても初めてですけど、こういう介護保険の問題で結局生活がまた苦しくなったとか、大きな負担になってどうしたらいいやろうということで、この介護保険導入に当たって不安の声というのが私たちにもたくさん寄せられてるんですよ。

だから、こういう今のこの時点で、私はこの第7号議案を中心に質問をさせていただきたいと思うんですけども、こういう機会ですから介護保険制度そのものについても、もうちょっと詳しく具体的にもいろいろと聞かさせていただきたいなと思いますので、その点理事者の皆さんにも答弁をぜひいただきたいと思いますので、よろしく願います。

まず、介護保険料が提案されたのに介護保険実施の事業計画ですね、こういうものが策定委員会なんかも開かれてきたわけですけども、私たちにとってはこの事業の中身については、本当に十分知る機会を与えていただけなかった。たまたまうちの和気議員が策定委員会に入っておられますから、こういう泉南市老人保健福祉計画及び介護保険事業計画 素案ですけど、こういうのを見せていただきましたんで、あらかじめ大枠のところでは勉強もさせていただきましてけれども、し

かし今回この介護保険にかかわる条例を提案される以上、こういうものをやっぱりきちっと議会全体に示して、そして今その辺でもちょっとちらちらと聞かれましたけれども、こういうものが皆さんの目にとまって勉強もできる機会を与えてもらって、そしてこの条例の論議に入っていくというのが、通常、当然当たり前のことやと私は思うんですけど、そういうことができてなかったという点についても、私は1つ大きな問題を残したんじゃないかなと、こう思うんですね。

まず、最初にそういう点で1つお答えをしていたきたいのと、それから市長が市政運営方針の中で、いろいろと泉南市の市政、特に福祉の部分でもこういうふうにしてるんだということを言われてるわけですね。私は、福祉都市の実現ということで市長が述べられた部分を少しもう一度皆さんにも再認識してもらおう意味でも、市長にもぜひこの点で充実できるのかどうかということでお聞きしたいなと、こういうふう思うんです。ちょっと読んでみますね。

介護保険制度は、来る21世紀の高齢化社会の中で、高齢者の方々が地域で安心して生活できる環境整備をしていくため、介護の負担を国民全体で支え合う制度であり、その趣旨を十分に踏まえ、本市の高齢者福祉の中核をなすものとして高齢者施策全般との調和を図り、医療、保健、福祉が相互に連携し、制度の円滑な導入を図る必要があります。

このことから、本市の要介護高齢者すべてが必要な介護サービスを受けることができるよう、サービス需要に対応できる供給体制の確保に努めるとともに、本制度の対象外となる高齢者につきましても、ひとり暮らし等介護予防や生活支援が必要な方々が安心して生活が送れるよう、これまでの福祉サービスの水準を低下させることのないよう在宅福祉の充実など高齢者施策に取り組んでまいりたいと考えております。こういうふうに言ってくださってるわけですよ。

私は、市長が本当にかたく決意をされたこの思いを語られたことで、本当に少し安心はしてるんです。市長にもどういう施策をしていただけるのかということで、私を含む、また高齢者の皆さん、

それから高齢期に向かう我々、私たちを含むすべての泉南市民の皆さんのそういう大きな期待がかかっている今度の介護保険制度ですわ。だから、そういう点でも市長の考え方をちょっと一番最初の質問に当たって聞かせていただきたいのと、この2点でお答え願えますでしょうか。

議長（嶋本五男君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 2点目について、私の方からお答え申し上げたいと思います。

今回、初めてこの介護保険制度が導入されるわけでございまして、ここに来るまでの間、我々全国の市長会初め、関係者といたしましては、特に国の方にこの介護保険そのものの問題点なり、あるいは導入に当たっての特に財政上の措置等について、強く指摘等要望をしまいったところでございまして、そういう意味では非常に短い期間でございまして、なかなか国の方も要するに準備をしながらいろんなことを決めていったという、いわゆる走りながら考えておったという状況がございましたけれども、その中で徐々に我々の主張も反映をしていただけたようになってきたわけでございます。

ただ、私といたしましては、こういう制度というのは、やはり国が運営主体になってやるべきだというふうな考えも持っておったわけなんです、残念ながら市町村運営ということになりまして、不安がないわけではございません。

特に、我々はサービスの問題もさることながら、事業者としての運営をしていかなければならないわけでございますから、この介護保険をうまく保険事業として成立させなければいけないということがございますから、なかなか大変なことだというふうに思いますが、今示された範囲内で我々の方でも全力で取り組むという形にしたわけでございます。

それから、この介護保険適用者以外の皆さんにつきましても、従来から一般質問等でも御要望あるいは御指摘もいただいておりますので、そういう方々に対しても、仮にこの制度の適用を受けられない方についても、従来のいろんな施策を受けておられる方々について一定フォローして、そして今の福祉水準を低下させないようにというこ

とでいろんな施策を考えております。

ただ、保険が1割自己負担というふうになりますので、当然それ以外の方についても一定の御負担をいただかねばならないというふうにはなっておりますけれども、そういう意味でこの適用者あるいは非適用者を含めて、遜色のないような形で施策として運営できるように全力を挙げたいということで、一応一定の整理をして、今回特に介護保険の問題に関しまして、保険条例の制定ほか関連の条例の制定の御提案を申し上げている次第でございます。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 松本議員御質問の介護保険に係る分で、今までこの保険料につきましては、事業計画が計算されまして、その中から一定保険料というのを今回お示しさせていただいてるわけでございます。それで、これは基準額ですけども、年額4万2000円という形で提案させていただいてます。

ただ、この事業計画の中身を先にお示しして、それからこういった条例等を検討する機会が与えられるべきでなかったかという御質問でございますが、実は現在までこの介護保険事業計画策定委員会が7回開催されておりまして、その中で一定事業量とかそういったものを検討していただきました。

ただ、その間、当然介護報酬でありますとか、あるいは事業のサービス量を出す、そういった基礎となる数値等が何回も変更されたという経過がございます。そういった中で、この事業計画で事業量というんですか、標準の給付見込み額等を算定したわけでございます。そして、この2月の第7回目にある程度この事業計画の案がまとまりまして、それを今現在、法定協議という形で協議を行っているところでございます。

ですから、我々としましては、この策定委員会で最終の案にまとめまして、それをこの泉南市の介護保険事業計画という形でお示ししたいと、このようになっておりまして、今のところまだこの計画書についてはお示しできなかったというのが実情でございますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいと思います。

議長（嶋本五男君） 松本君。

6番（松本雪美君） しかし、今回7号から11号までの介護保険にかかわっての4つの議案が上程されるわけですから、ほんとに本会議でこういう論議をする一番最初の機会ですから、私は途中の案であっても、途中のものであったとしても、それはやっぱり議員の皆さんに見ていただいているんな意見を聞く機会というんですか、そういうものはやっぱりやるべきではなかったかなと、そういうふうに思います。私もこれを見せていただいて中身についても意見を述べたいようなところも少しあります。やっぱりそれぞれ皆さんがいるんな、それこそ三人寄れば文殊の知恵で、多くの皆さんの声が、いろんな思いがそういうところに網羅されて計画が策定されるということは、計画そのものをいいものにしていくという点では、大事なことではなかったかなと、そう思うんですね。それは意見として述べておきます。

それから、ちょっとこの中身の質問に入らせていただく前に、今回介護保険の認定を受けたいと、こういうふうに要望された皆さんのところへ行っているいと調査というんですか、聞き取りに行ってくださいたりして、そして最終的には2次審査も終えて、結論としてはこの方たちの審査の認定の中身ですね。どういう数字が出るのか、ちょっとその辺答えていただきたいなと思うんですが。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 2月末現在の申請の数値で御報告というんですか、答弁させていただきます。

2月末現在の申請が現在861件になっておりまして、そしてその認定状況の内訳としまして、自立に認定された方が21件、要支援が47件、要介護1が172件、要介護2が134件、要介護3が123件、要介護4が141件、要介護5が94件、そしてあと再調査というんですけども、その方々が6件という形になっております。

以上です。

議長（嶋本五男君） 松本君。

6番（松本雪美君） よく介護保険導入に当たっている審査をされた、第1次審査、2次審査

で出た結果で、いろいろテレビのニュースなんか見てましても、実際にその人にふさわしい認定という結果が出たのかどうかということといえば、全然その人の状況がよくキャッチできないで、目の悪い人でも自立になったとか、足が悪くてほんとに動けない人でも介護の状況、要介護1から5までの間の軽い部分に入ったとか、その人その人によってそれぞれ再度の調査をお願いしたいというような状況というのは、それぞれテレビなんかのニュースでも私も見ましたし、また泉南でもそういうのも出てきてると思うんですね。

私は1つ例を挙げてみますと、最近もうここ3年ほど白井病院で痴呆で入院された方ですね。そういう方が自立の判定になったということで、実際痴呆の判定というのは、本当にそのときまばらに痴呆が出てきて元気な状況もあって、そのとき行ったときは、それぞれ元気でほんとにちゃんと生活してられるように見えても、実際はそうでなく、脳のそれぞれ中が老齢化して痴呆が出てくるというのがまばらに裏表に出てくるような、そんな現象の出ているお年寄りが、結局いいときに行ったもんだから自立になったと、こんなような判定も出てますんで、私はやっぱりこういうところで入院されている方の状況というのは、もっと慎重に対応すべきではなかったかなと。

今、再度の調査をお願いしてますから、そういう結果も出ているというようなことも含めて、ひとつこれからの認定の状況の中で参考にさせていただいて、本当にその人に合った審査を、判定結果が出るようにしていただきたいなというのは、これは強く要望しときます。そういうことを1つ前に置いて、質問したいと思うんですね。

特に、今度のこの1号被保険者について出されている条例の中身については、資料をいただきましたからそれを1つ見てみますと、第1段階から第5段階までであるということで、老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税及び生活保護受給者などの人、これが第1段階、それから2段階が世帯全員が市民税非課税、それから3段階が本人が市民税非課税、4段階が本人が市民税課税で合計所得金額が250万円未満、第5段階が本人が市民税課税で合計所得金額が250万円以上、こ

ういう形で保険料を決定していくと、こういうことですけれども、今までの中でお話を聞かせていただいた中で、基本額が3,350円と聞いてますから、3段階の基本額から割り出していくような形になってると思うんですが、この出していた資料ですね。

私は、どういう方が第1段階、どれぐらいの所得の人から、収入の方から、保険料を年金から差し引くというようなことになるのか。随分低所得者の人たちから保険料を取らねばならないというような、すごくこの制度そのものに無理があるなと思ってるんですが、この第1段階の人の収入の状況ですね。年金から引かれる人たちの額というのは、大体、月でいうたらどれぐらいになるんでしょうか。

議長（嶋本五男君） 松本議員に申し上げますけれども、回数制限がありますので、上手に質問してください。谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） こちらの持つてる資料で、老齢福祉年金の支給額は幾らかという御質問です。大体、月額3万3,000円程度だと思います。そして、年額で約40万2,000円ぐらいがこの老齢福祉年金の支給額と、このように聞いております。ですから、これは最高支給額ということで、老齢福祉の……（松本雪美君「最低を聞きたいんです。幾らかから幾らまでと聞いてるんですよ」と呼ぶ）

今、私申しましたのは、老齢福祉年金の最高というんですか、支給額ということで説明させていただきまして、あと当然、加入期間というんですか、それによって差が出てくるとは思いますけれども、その辺についてはつかんでおりません。

議長（嶋本五男君） 松本君。

6番（松本雪美君） 私が聞いているのは、この第1段階で月額にして幾らの年金のある人から引かれることになるんですか、幾らかから幾らまでの人のことを言うんですかと聞いているんですよ。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） この介護保険料ですね。年金の方から天引きされる分につきましては、月額1万5,000円以上の方から年金から天引きされるということになってお

ります。

議長（嶋本五男君） 松本君。5回目です。まとめてください。

6番（松本雪美君） ちゃんと答えてもらえなかったら、そういう形で言われたら困りますわ。

議長（嶋本五男君） いや、先ほどから何回か申し上げてます。

6番（松本雪美君） 月額で1万5,000円から3万3,000円ですか、4,000円ですか、老齢年金の月額でそれぐらいしかいただいてない、それぐらいしか年金収入のない人ですね。1万5,000円から3万3,000円ですか、その人たちが12年度、それから13年度、14年度、14年度にはもう全部100%になるわけですよ。減額の中身がなくなって、14年度からは当たり前になると、こういう制度だということで、この条例の中では私はそういうふうに見てるんですが、そうすると、計算すると3,350円の0.5ですね。0.5掛ける費用ということになってますから1,675円ですね。これが毎月毎月、14年からは引かれていくわけですね。年額にして2万100円ですね。わずか1カ月1万5,000円やから、年額にして18万の人から2万100円が引かれることになるわけですよ、介護保険料としてね。

こういう人は、国民健康保険も当然払わなあきませんよね、保険にも入ってられるわけですから。そうすると、国民健康保険は7万円ぐらい払わなあかん額になりますね。そういうことにしますと、もうわずか18万の人が医療保険とそれから介護保険だけでももう8万円以上払わなあかんようなことにもなるし、しかも、もし介護保険を利用しているんなサービスを受けると、こういうことになれば、またサービス料を支払わなあかんようになるわけでしょう。だから、本当に大変な負担が低所得者の人にかぶさってくるわけですよ。

だから、私はこういう人たちに対して、当然第1段階の方も、第2段階、全世帯の方が市民税非課税の人も含めて、ほんとにボーダーライン層の人たちがこの第2段階の方たちですわ。市民税非課税の世帯の人やからね。そういう人たちが十分にこの介護保険制度が利用できるわけではないくらい大変な負担はあるけれども、しかし、せめて

65歳以上のお年寄りの介護保険料を市独自で上乘せをしていくと。上乘せをして減免の制度ですね。そういうものをちゃんとつくっていかねばならないんじゃないかなと思うんですよ。

今度のこの制度を見ましたら、9条の(2)のところには、「保険料を徴収することとした場合、その者の生計を維持することが困難であると認められるとき。」には減免するというようにうたわれてますけれど、そういう点からいっても、この制度そのものが特別に泉南市が高齢者のために上乘せをしていく施策の中身、減免ですね。減免がこの9条の(2)に当てはまるのかどうか、その辺のところについてお答え願いたいと思うんですが。議長(嶋本五男君) この際議員各位に申し上げます。この件は、5件が一括上程されておりますので、8回まで発言を許可いたしますので、そのつもりで質問の方をよろしく願います。谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長(谷 純一君) まず、保険料に関する低所得者対策についてでございます。この保険料の分につきましては、現在法制度である程度一定低所得者対策がなされております。

まず、先ほど言われましたように、この保険料については5段階に区分されておまして、そして低所得者については、まず25%あるいは50%という軽減が行われるということが1つ。

それから、続きまして今度はこれは高額介護サービス費とあって、一定以上、例えば介護サービスの費用が一定上限までいきますと、それ以上は払わなくて逆にこちらの方に返ってくるという制度がございます。それにつきましては、まず世帯全員が市町村民税非課税の方の場合は上限が2万4,600円、それから老齢福祉年金等の分につきましては1万5,000円とされておまして、ある程度低所得者層に過重な負担が生じないように配慮されていること、これが2点目でございます。

それから、続きまして、これは実際にサービスを受ける段でございますけれども、ホームヘルプサービスを現に利用している方々につきましては、低所得者につきましては、当面3年間は利用者負担については3%とするといったような対策もと

られております。

それから、さらに第1号被保険者の保険料については、これはすべての方でございますけれども、半年間は無料、そしてあとの1年間は2分の1を軽減すると、こういった低所得者対策がまず国の方でもとられてます。ですから、我々としては、まずこの制度を基準に考えてまいりたいと、このように考えております。

ただ、あと市単独の、介護保険料について独自に何か考えていないのかということでございますけれども、この第9条の1項第2号に、「その者の生計を維持することが困難であると認められるとき。」と、こううたっております。この辺につきまして、第1号被保険者につきましては、半年間徴収を猶予されるという期間もございますので、そういった間でこれらについてまたさらに検討を加えてまいりたい、このように考えておりますので、よろしく願いたいと思います。

議長(嶋本五男君) 松本君。

6番(松本雪美君) 検討を加えていくと、こういうふうにおっしゃいましたが、私は今のこの状況、最初に質問させていただいたように、わずか1万5,000円の方が1,675円引かれるわけですよ。18万の人が2万100円保険料が引かれるわけですよ、年金から。こんな人が本当に今国が示しているいろんな軽減措置 いろいろと違いますわ。今、谷さんが説明しはったような軽減措置、泉南市が示した、この生計を維持することが困難であると認めるときには軽減するとおっしゃいましたけれども、ただこれだけでこの人たちが本当に介護保険の保険料を生活を守りながら納めていくことができるかどうか、こういう人たちにこそ、低所得者の人たちにこそ、やっぱり温かい施策として泉南市が上乘せをする制度をつくっていかねばならないんじゃないかなと、こう思うんですよ。

だから、その辺についてもうちちょっと、私、市長に先ほども市政運営方針を立てておられて、本当に高齢者すべてが必要なサービスを受けるようにできるよう、サービス需要に対応できる供給体制もつくる、それから高齢者の福祉サービスの水準を低下させない、在宅福祉の人たちにも高齢者

施策に取り組んでいく、温かい施策を取り入れるんだというようなことをおっしゃられてるわけですから、介護保険制度、高齢者施策全般との調和を図りながら医療・保健・福祉が相互に連携して制度の円滑な導入を図ると、こういうふうにおっしゃって、弱い人たちを切り捨てるというようなことがね、実際やられた場合、わずか1万5,000円の人から保険料を支払わなあかんのですよ。その辺を市長さんはどのように考えておられるのか。ちゃんとした温かい施策を講じるということで、私は市長にちょっと答えていただきたいと思うんです。

議長（嶋本五男君） 谷健康福祉部長。

〔松本雪美君「市長に答えてて言うてる」と呼ぶ〕

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 平成12年、ことしの4月から介護保険制度が導入されまして、そしてこの介護につきまして、要するに社会全体で介護を行っていきこうという制度で、この介護保険制度を導入したわけでございます。ただ、我々思っておりますのは、この介護保険の分につきまして、1つの制度であるということですね。これをまず大前提に考えなければならぬと、このように考えております。

ですから、あくまでも国が示しております基準となるものについて、まず我々としては、それで最初はスタートしていききたいと、このように考えております。そして、あとその減免制度の問題とかいうのは、またこれからの問題として我々も考えていかなければならないと思っておりますけれども、現在、減免とか、あるいは低所得者対策については、先ほど申しました、今現在国が考えておりますそういった制度もございまして、ですから、そういったもので、最初はその低所得者対策という形で我々はとらえていききたいと、このように考えております。

ただ、先ほど申しましたように、あとまだ半年間その保険料について徴収猶予という期間もございまして。それとまた、この制度については、当然広域的にもどういった形で制度が運営されていくかということも我々念頭に置かなければならないと、このように考えております。といたしますのは、

例えば近隣の市町村等がどういった形でこの介護保険制度を運用していくかということも我々としては参考にしていきたいと、このように考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。議長（嶋本五男君） 松本君。

6番（松本雪美君） 考えていかなければならないと思っていると云いながら、その半年後にどうするのかと私は聞いてるんです。やるのかやらないのか、やるつもりで事務、いろんな調査をしてるのか、そのことをきちっと答えていただきたいんです。考えているとか検討するでは、はっきりとした、私たちがこの介護保険制度導入によって安心して暮らしていけるかどうかと不安を抱いてる人たちに、何も答えてあげることができないわけですよ。

だから、この半年間は国も介護保険料の徴収を猶予するというので、こういうふうな決めたわけでしょう。そして、10月からは保険料を徴収する形になるわけですから、それまでの間にやるのかやらないのかどちらかということをおはきちっと今のこの時点で私たちにも聞かせていただいて、そしてみんなが安心できる制度にしようじゃありませんか。考えてるとか検討するでは、安心できないわけですよ。

議長（嶋本五男君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 4月1日は、私どもはやはり法上の減免なり法上の支援でやっていきたい。減免の件は、今のところ我々としては検討さしていただきたいということで、やるとかやらないということは今現在は答えられません。当初6カ月も法上では保険料は取らんということになっておりますので、できるならばその6カ月の間に検討さしていただきたいということでお願いをしております。その辺だけ御理解をお願いいたします。

議長（嶋本五男君） 松本君。8回目です。まとめてください。

6番（松本雪美君） 何度も同じようなことをオウム返しで言うようですけど、本当にこの低所得者層の人たちは、介護保険導入によってまた新たな負担を強いられるわけですよ。だから、この制度が導入されるときにきちっとした対応をして

あげとかなないと、これから半年間やるのかやらないのかわからない、減免制度ができるのかできないのかわからないような中では 答えられませんとはっきりあなた言いましたけれども、全国的に見て、あちらこちらの市町村で新たに市独自で減免措置を実施するんやというところが幾つも出てきているじゃありませんか。あるでしょう。

私たちは介護保険料を40歳から全部のお年寄りを、65歳以上のそういう寝たきりの人も、それからそれこそつえをついてでも病院へ行けるような、そういう人も含めて私たちが守っていく制度でしょう。元気な者が保険料を払って守っていく制度でしょう。だから、低所得者の人たちに対する施策も、私たちがその人たちのためにお金を出している以上、当然その施策そのものは市がきちっとした形で、こういう条例を提案するときには、救済する制度をつけて出してくるのは当たり前ですよ。これではこの9条の2号に掲げるだけ、保険料を徴収することとし、その者の生計を維持することが困難であると認められたときには減免するとなっておりますけれど、こうした65歳の1万5,000円しか年金もらってないような人が、頭から天引きでお金が引かれていくわけですよ、1年間に2万100円も。

こういう人たちの救済措置をきちっとした形で提起してくるのが行政の仕事でしょう。弱い人を切り捨てるんですか。ちゃんとはっきりとした立場で、これから後私たちは待ってていいんですね。検討するということは、そういう低所得者を救済するような減免措置をするような規則なり何なりをきちっと提起するというのを待ってていいんですね。

議長（嶋本五男君） 上林助役。

助役（上林郁夫君） 一応制度上では、議員おっしゃるとおりこの条例にも減免はすることになっております。先ほどもおっしゃるとおり、我々は法上の減免なり支援をまずやらしていただきたいということで、その間、特に6カ月の間にそういう面を十分検討せざるを得ないんじゃないかということでございます。

ただ、今待ってたらいいとか、そういうことを言われると、はい、わかりましたというわけには

いきません。やはり十分な検討をさしていただきたいということで御理解をお願いしたい。

議長（嶋本五男君） 現在、質疑の途中でございますが、お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりますが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明14日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（嶋本五男君） 御異議なしと認めます。よって本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、明14日午前10時から本会議を継続会議することに決しました。

本日はこれをもって延会といたします。

午後4時49分 延会

（了）

署名議員

大阪府泉南市議会議長 嶋本五男

大阪府泉南市議会議員 巴里英一

大阪府泉南市議会議員 井原正太郎